

業務資料 No. 647

関係諸国法令集(原文対照) 53

メキシコ編 その1

(住民一般法, 同細則)

昭和57年2月

国際協力事業団

移計調

JR

82-1

RY

同	19
84. 3. 21	615
01133	47
	EPS

ま え が き

移住者援護業務は、当然のことながら、移住者が移住した国の法令の制約を受けており、われわれ移住業務担当者は、普段からこれら法令に通暁しておく必要がある。

この様な趣旨から、当事業団では昭和41年以来邦人の主要移住先国の「関係諸国法令集」のほん訳をすすめてきたが、その結果ブラジル関係17編、パラグアイ関係11編、アルゼンティン関係10編、ボリヴィア関係7編、ドミニカ共和国関係2編、カナダ関係3編、アメリカ、オーストラリア関係各1編、計52冊を刊行するにいたっている。

本編はメキシコ編その1として、「メキシコ国住民一般法、同細則」をほん訳の上収録したものである。業務の参考となれば幸甚である。

昭和57年2月

国際協力事業団

移住計画調査部長

JICA LIBRARY



1052701〔8〕

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions.

2.

3.

4.
5.

6.

目 次

○メキシコ国住民一般法

(1973 年 12 月 11 日公布)

第 I 章	目的と権能	1
第 II 章	移住	3
第 III 章	入国移住	5
第 IV 章	出国移住	14
第 V 章	帰国	15
第 VI 章	住民登録と確認	16
第 VII 章	罰 則	17
	暫定規則	20

○住民一般法細則

(1976 年 11 月 12 日公布)

第 I 章	目 的	23
第 II 章	住民政策	24
	I 部 人口計画	24
	II 部 家族計画	25
	III 部 家族, 女性及び疎外集団	27
	IV 部 人口分布	27
第 III 章	国家人口委員会	28
第 IV 章	入国業務	30

第 V 章	移 動	33
第 VI 章	輸 送	37
第 VII 章	非入国移民	43
第 VIII 章	移住者と移民	49
第 IX 章	行為と契約	57
第 X 章	出国移住	59
第 XI 章	外国人登録所	61
第 XII 章	罰 則	63
	暫定規則	64

(原文)

LEY GENERAL DE POBLACIÓN	67
REGLAMENTO DE LA LEY GENERAL DE POBLACIÓN	...	96

メキシコ住民一般法

(1973年12月11日公布)

.

Handwritten text at the top right of the page, possibly a signature or date.

Small handwritten mark or character.

Small handwritten mark or character.

Small handwritten mark or character.

Small handwritten mark or character.

Small handwritten mark or character.

Small handwritten mark or character.

Small handwritten mark or character.

Small handwritten mark or character.

Small handwritten mark or character.

住 民 一 般 法

(1974年1月7日の官報で公表)

共和国大統領府。Luis Echeverria Alvarez, メキシコ合衆国の憲法による大統領は下記の法律を公布する。

“メキシコ合衆国議会は住民一般法を議決する。

第I章 目的と権能

第1条 この法律は公共の秩序に関するもので、共和国全体に施行される。
その目的は住民の数、構造、力及び分布に影響を及ぼす現象について規定し、経済的及び社会的な利益を住民が公平に分ち合うことにある。

第2条 連邦行政官(大統領)は国家の人口問題を解決する上に必要な措置を、内務省を通じて公布、促進且つ調整する。

第3条 本法の目的のため、内務省は主務官庁または関係機関に対し、下記に必要な措置を指示且つ実施、場合によって奨励する：

I 経済・社会開発計画を住民の数、構造、力及び分布から見た要求に合致させる。

II 人口増加を合理的に調整且つ安定させ、同時に国の人的資源並びに天然資源を有効に利用するため、公共部門が行う教育・保健事業を通じて家族計画を実施し、民間の活動と合せたそれらの計画が人間の基本的権利の上に立って実施され且つ家族の尊厳を保つことを監視する。

III 死亡率を低下させる。

IV 教育、保健、職業・技能訓練、児童保護の各組織を通じて、住民の力に影響を与え、且つ問題解決への住民の参加を得る。

注：VからXIIIまでは1974年12月31日の官報で公表された同年同月28日の法令の1条により下記のごとく改められ、さらにXIVが追加された。

- V 経済、教育、社会及び文化活動に女性の完全参加を促進する。
- VI 国の発展に疎外集団の完全参加を促進する。
- VII 外国人の入国移住を適当と判断する様式に従って実施し、且つ彼等の国内への同化と適切な分布に努力する。
- VIII 国家の関心がそれを望むとき、国民の国外移住を制限する。
- IX 都市計画を実施し、必要な公共事業を効果的に行う。
- X 国境過疎地帯に強力な核都市建設を推進する。
- XI 特別な定住計画に基づいて、人口の地理的分布を地域開発の可能性に合わせるべく異なる地域間の住民移動に努力する。
- XII 地理的に孤立して生活する住民を集合させるため、町作りを促進する。
- XIII 災厄が予期される、あるいは発生する場所の住民を救済するため、連邦、州及び市の公共機関と民間団体の活動を調整する。
- XIV 本法あるいは他の法律が決定するその他の目的。

第 4 条 前条の規定のため、国家人口政策の目的実現に必要な措置の適用と実施は、法律によって付与せられる権限に従って、行政、官庁と他の公共機関がこれに当る。

ただし、人口問題に関する規則の決定、全体の主導権、官庁の計画調整はすべて内務省に属するものとする。

第 5 条 国家人口委員会を設立し、政府部門内で作成される経済社会開発計画に人口問題を加え、且つ同計画の目的と人口現象が提起する要求とを結びつけるため、同委員会は国の人口計画に当る。

第 6 条 (1975年1月3日の官報で公表された1974年12月31日の政令15条によって一節目を下記のごとく改め、翌日をもってそれを施行する)：

“第 6 条 人口委員会は内務大臣同会の議長に就任、文部省、厚生省、大蔵省、外務省、労働省、大統領府及び農地改革省の各大臣、あるいは同人が指名する次官により構成される。

各正式代表者により代理一名が指名されるが、代理は代表者と同じ行政上の地位もしくは次の地位の者でなければならない。

他の省または公共機関の権限に属する問題を討議するとき、委員会議長はそれらの代表者あるいは代理の出席を要請することができる。

委員会は見識者の技術的助言を受けることができる。また、開発と人口問題の専門家より成る諮問機関を編成することができる。

第Ⅱ章 移 住

第 7 条 移住問題は内務省に属し、下記のような実務を行う。

- I 様々な移住業務を組織且つ調整する。
- II 国民及び外国人の出入国を監視し、且つ同人の書類を審査する。
- III 本法及びその細則を施行する、及び
- IV 本法と細則並びに他の法規によって付与せられるその他の権限。

第 8 条 移住業務には次の二つがある。

- I 国内
- II 国外

第 9 条 国内業務は内務省が国内に配置した管理事務所によって、国外業務は同省の代表部、メキシコ外交機関のスタッフ及び内務省が決定するその他の補佐機関によってそれぞれ行なわれる。

第 10 条 海港、空港及び国境での人の通行場所の決定とその規則化は内務省の完全な権限下にある。同省はこれらの業務を大蔵省、運輸省、厚生省、外務省、農林省、場合によっては海軍省の意見を聞いた上で実施する。また、適当と考える他の省及び機関に相談する。

上記省と機関はそれぞれの責任下にある業務の実施に必要な要素を提供する義務がある。

第 11 条 海港、空港及び国境での人の国際通行は指定場所で、規定時間内に、出入国管理当局の立会いの下にのみ許される。

第 12 条 内務省は国の利害に関する理由により、一時的に空港、海港及び国境の国際通行を封鎖することができる。

第 13 条 国民及び外国人は出入国の際、本法、細則及び他の規則で要求される条件を充さなければならない。

第 14 条 内務省は出入国業務との関連で、国家統計規則の順守を監視する。

18 と 19 条にいう者は、このため、入国の際に必要な資料を提出しなければならない。

第 15 条 メキシコ人は、入国の際国籍を証明し、必要なときは医師の診断を受け、要求される統計上の情報を提供する。

伝染性の病気にかかった国民の入国手続はただちに処理され、保健機関が指定する場所へ移される。

第 16 条 入国管理機関は、保険を除き、国民あるいは外国人、海路、空路あるいは陸路に関係なく、国内の沿岸、海港、国境及び空港におけるすべての出入国を検査する優先権を有する。

第 17 条 空路、陸路及び海路からの国際通行者の監視と検査は、保健機能を除き、入国管理機関が担当する。

第 18 条 家族及び使用人を滞回し、公式代表として本邦に入国する外国政府の代表者、並びに法律、国際条約あるいは慣例により、領土内管轄権限が免除される者は、互惠協定が存在すれば、16 条にいう検査を免除される。

第 19 条 公式代表として本邦に入国する外国政府の要人には、国際上の慣例と互惠協定に基づいて、必要な便宜が与えられる。

第 20 条 内務省は各地域の特殊性に応じて、国際通行を伴う海港、国境及び空港への外国人の訪来について規定する。

また、本邦の国境の町と隣国の国境の町との間を連日往来する通行についても規定するが、いずれの場合も、当件に関する国際条約あるいは協定が尊重される。

第 21 条 陸上、海上及び航空輸送会社は、その役員及び従業員によって、本邦に入国する外国人が正式な書類を所持していることを確認する義務がある。

第 22 条 海上輸送の乗客または乗務員は入国管理当局の検査前には上陸することはできない。

第 23 条 航空、陸上あるいは海上輸送の外国人乗務員は許可された時間だけ本邦内に滞在することができる。

同人の放逐あるいは出国に要する経費は、いかなる種別の企業であれ、会社であれ、もしくは個人であれ、同輸送の所有者または代表者が負担する。

第 24 条 機長、船長及び運転手は入国管理当局へ、出入国検査の際、乗客乗務員名簿、並びに身分証明に必要なすべての資料を提出しなければならない。

第 25 条 本法及び細則に定める条件を充さない外国人の上陸は許可されない。

ただし、本法の 42 条 K に該当する者はその限りでない。

第 26 条 国内の港で入国管理機関の許可を得て船あるいは飛行機を下りたのち、自らの意志ではなく正式な許可なしに本邦内に滞在する通過中の外国人は、直ちに入国管理事務所へ出頭しなければならない。

この場合、当局は直ちに出国措置を講じる。

第 27 条 入国書類の不所持、不備により入国が拒否される外国人並びに密航者は輸送会社の責任で出国をさせられること。

この場合、本法に基づく懲罰が課せられる。

第 28 条 いかなる船舶も入国管理当局が出国検査を実施して、同許可を与える前に、国内の港を出航することはできない。

第 29 条 国内の港に停泊するすべての船舶の外国人船員の監視と同人の国内訪問あるいは入国許可の条件は、関連細則がこれを規定する。

第 30 条 入国管理当局及び保険機関の許可なしに停泊中の国際航路の船舶を訪問することはできない。

第 31 条 輸送企業はその従業員、代理人または代表者が受ける直接の責任とは別に、本法と細則の違反より生じる同人の金銭上の責任を負う。

第Ⅲ章 人 国 移 住

第 32 条 内務省は、事前の人に調査に基づき、業種別あるいは居住地区別に入国を認める外国人の数を決定し、且つ国家の発展への寄与を考えて、外国

人の入国移住に相当と考える様式を採用する。

第 33 条 前条の規定に基づいて、入国許可は、メキシコでは未知の、あるいは不十分な分野における調査や教育に従事する、または従事した経験のある科学者と技術者、並びに本法の第 48 条のⅡにいう投資家へ優先的に与えられる。

観光客に対して、本邦入国上の便宜が与えられる。

第 34 条 内務省は本邦に入国する外国人へ従事する業種と居住する場所に関し相当と考える条件を決定する。

同時に、移住者が国にとって有益な要素となるよう、そして、場合によっては、家族を含めた生活に必要な収入を得るよう配慮する。

第 35 条 政治的迫害を受ける外国人は入国管理当局により仮入国が許可される。

ただし、同人は内務省の決定があるまで入国した港に滞在しなければならない。

第 36 条 内務省は適切な措置を講じて、外国人研究者、科学者及び技術者の国内定住と同化を容易にする条件を提供する。

第 37 条 内務省は下記の場合、外国人の入国あるいは入国資格または種別の変更を拒否することができる。

- I 国際互惠協定が存在しない。
- II 国内の人口上の均衡がそれを要求する。
- III 本法 32 条にいう割当てにより認められない。
- IV 国民の経済的利益にとって有害であると考えられる。
- V 在留中に好ましくない行爲があった、あるいは外国で好ましくない前歴がある。
- VI 本法あるいは細則に違反した。
- VII 保健当局の判断で、肉体的に、または精神的に健康でない。
- VIII 他の法規がそれを定めている。

第 38 条 国家の関心がそれと決定すれば、内務省は外国人の入国を中止ある

いは禁止することができる。

第 39 条 外国人がメキシコ人と結婚するとき、あるいはメキシコで出生した子供を持つとき、内務省は同人の入国、あるいは止的な滞在を許可することができる。

婚姻関係が解消されれば、あるいは民法が扶養について定める義務を履行しなければ、内務省が付与した入国資格は取消され、出国期間が指示される。

ただし、移民資格を取得した者はその限りでない。

第 40 条 なんらかの理由で国籍をなくしたメキシコ人は、入国の際あるいは居住を続ける際、法律が外国人に対して決める規則に従わなければならない。

第 41 条 外国人は下記の資格で本邦へ正式に入国することができる。

a) 非移住者

b) 移住者

第 42 条 非移住者とは、内務省の許可を得て一時的に本邦に入国する外国人で、次の種別のいずれかに該当する。

I 観光客。娯楽あるいは保養の目的で、無報酬、非営利の芸術、文化あるいはスポーツ活動のため入国する者で 6 カ月間滞在できる。ただし滞在期間の延長はできない。

II 通過者。他の国への途中にある者で、本邦内に 30 日まで滞在できる。

III 滞在者。合法的且つ正当ななんらかの営利または非営利活動を行うための入国する者で、6 カ月滞在することができ、さらに同期間の延長が一度だけ認められる。

ただし、滞在中外国から持込んだ預金、その金利あるいは外国から送られてくる収入によって生活する者、あるいは科学、技術、芸術、スポーツ、またはこれに類する活動に従事する者には、さらに二度の延長が認められる。

IV 役員。企業の株主総会または取締役会議への出席者。あるいは顧問業務の提供のため、または同業務を自ら実行するために入国する者。

滞在期間は 6 カ月で、延長は認められない。出入国は何度も認められる

が(マルチ式)、一回の国内滞在は30日までで、延長は認められない。

V 政治亡命者。出生国における政治的迫害より自らの生命または自由を守るため、情勢に応じて内務省が適当と考える期間、本邦内に滞在する。

もし政治亡命者が国内法に違反したとき、それによって課せられる懲罰とは別に、入国資格を失う。内務省は国内で合法的に滞在を継続する上で必要な資格を同人に付与することができる。

また、政治亡命者が主移官庁の許可なしに出国した場合、本資格による再入国は認められない。

VI 学生。学校、公私立機関で学習を始める、終了あるいは完成させるため、学習期間及び卒業証明書の取得に必要な期間、本邦での滞在と延長が認められる。

なお、本邦外での滞日数は一年に120日までとする。

VII 著名人滞任者。特別な場合、例外的に、国際的に著名な研究者、科学者、人道主義者、あるいは秀れた新聞記者、その他の人物には6カ月の入国滞在特別許可が与えられる。

内務省は適当と判断すれば同許可を延長することができる。

VIII ローカル滞任者。海港または国境の都市を訪問し、その滞任が3日を越えない外国人には入国管理当局により入国が許可される。

IX 仮滞任者。内務省は例外として、書類上の二次的な条件が欠けている外国人で、国際線の船または飛行機で到着する乗客の入国を30日間許可することができる。

この場合、与えられた期間内に不足条件を充さなければ、出発国、国籍国あるいは出生国への帰国を保証する供託金または保証金を積み重ねなければならない。

第43条 外国人の入国には入国許可で決められる条件と各法律が定める規則の順守が義務づけられる。

第44条 移住者とは本邦に定住する目的で正式に入国した外国人で、移民資格を取得するまでの者を指す。

第 45 条 移住者は 5 年間滞在でき、内務省が納得するように、入国の際指示された条件と他の関連移住規則を遵守していることを証明し、義務づけられていれば、入国書類の承認を毎年受けなければならない。

第 46 条 許可期間中に移住者が滞在条件を守れなくなった場合には、15 日以内に内務省へその旨通知すること。これによって入国書類は取消され、出国期間が指示される、あるいは同省の判断で、調整期間が与えられる。

第 47 条 連続して、あるいは断続的に 18 カ月を国外で過す移住者はその資格を失う。また、入国後の最初の 2 年間は、内務省が判定する例外的な場合を除いて、一年に 90 日以上本邦外に滞在することはできない。

内務省は移民資格を申請中の移住者に対して、適当と考える期間及び回数
の出国を本条と 56 条の規定を適用せずに許可することができる。

第 48 条 移住者の種別

I 金利生活者。外国から持込んだ資金、国、国立信用機関あるいは内務省が決定するその他の機関の証書、債券、証券への資金投資がもたらす利息、または外国からの永続的な収入で生活する。

内務省は国にとって利益となると判断すれば、教授、科学者、科学研究者あるいは技術者としての役務の提供を許可することができる。

II 投資家。国内法に基づき、投資が国家の経済社会発展に寄与するとき、工業部門へ投資をする。

III 教授。予め文部省に資格を登録した上で、例外的な場合にのみその職業を行う。

IV 信頼の任務。内務省が任務に重複がないと判断し、且つその内容が入国を認めるだけの価値があるとき、本邦内で設立された企業あるいは機関の中で指導的な任務または絶対的信頼を必要とする任務に就く。

V 科学者。科学調査の指導または実施、科学的知識の普及、調査の準備または教育活動に従事する。

内務省は適当と考える機関の意見を聴き、国の開発にとって同活動が必



要かどうかを判断する。

Ⅵ 技術者。生産に係る調査または内務省が国内には適任者が居ないと判断した技術的あるいは専門的な職務を担当する。

Ⅶ 家族。移住者、移民またはメキシコ人の配偶者または血縁者に経済的に依存して生活する。直系では親等に制限はなく、傍系では二親等までとする。

申請者の子供及び兄弟が未成年者であれば、当種別でのみ入国が認められるが、労働を行なう上での障害がしかるべく確認された者、あるいは安定的な形で勉学中の者を除く。

第 49 条 外国人の科学者または技術者の入国と滞在には同人の専門知識を最低 3 名のメキシコ人へ教えることが条件となる。

第 50 条 メキシコにおいて、技術的あるいは科学的調査研究を行うすべての外国人は、それらが終了、完成あるいは外国で印刷された時ですら、報告書の一部を内務省へ提出する。

第 51 条 内務省は例外的な状況下で、外国人の一時的入国に最大限の便宜を与える措置を講じることができる。

第 52 条 移民とは国内に決定的な居住権を得た外国人である。

第 53 条 5 年間国内に合法的に居住する移住者は、本法及びその細則の規則を遵守し、且つ同人の活動が共同社会にとって誠実で、肯定的なものであれば、移民資格を取得することができる。

内務省の判断で同資格の申請が決裁されない間は、移住者の資格を継続して保持する。

5 年後、細則に決まる期限に移民資格の申請を提出しないとき、あるいは同資格が認められないとき、入国書類は取り消され、内務省が指示する期間に出国しなければならない。

この場合、法律に従って、新しい入国資格を申請することができる。

第 54 条 移民資格を得るには、内務省の承認が必要である。

第 55 条 移民は細則及び他の規則に従って内務省が制限する以外は、すべて

の合法的な活動に従事することができる。

第 56 条 移民は自由に出入国ができる。ただし、国外に連続して 2 カ年滞在すれば、同資格を失う。また 10 年間に 5 年以上国外に滞在したときも同様である。この 10 年は、細則にいう方式と条件で移民許可が下りた日付けから起算される。

第 57 条 本邦で承認された外国の外交官及び領事、並びに外国政府の正式代表として国内に滞在する官吏は時間によって居住の権利は取得しない。

任務が解けた後本邦内に継続して在留を希望するときは、一般の規定条件を満たさなければならない。なお、同じ場合、外国が退官したメキシコ人代表者に与える便宜を、互惠主義を理由に、外国人に認める権限は内務省にある。

第 58 条 いかなる外国人も同時に一つの資格または種別を所持することはいない。

第 59 条 42 条のⅡに該当する場合、入国資格や種別は変更されない。

その他の場合、取得を希望する新しい資格または種別について本法が定める条件を満たされ、且つ税法で定める税金が支払われるとき、内務省の判断で同変更が行なわれる。

第 60 条 承認外の活動を行うには、内務省の許可が必要である。

第 61 条 外国人を雇用する、もしくは経済的に保護する者は、決められた入国条件と変更する、あるいは変更できるすべての事情を、内務省へ 15 日以内に報告する義務がある。

また、同省が外国人の国外退去を命じれば、それにかかる費用を負担しなければならない。

第 62 条 本邦への入国の際、外国人は下記の条件を履行しなければならない。

- I 内務省が定める場合、出発国の主務機関が発行する正式な肉体的及び精神的健康診断書を提出する。
- II 保健当局が実施するテストを受ける。
- III 入国管理当局へ、真実を述べることを誓って、要求される情報を提供する

る。

N 有効且つ正式な書類により身分と入国資格を証明する。

V 内務省が定める場合、常時居住した場所の官憲が発行した経歴証明書を提示する。

M 入国許可に当って指示される条件を充す。

第 63 条 本法の42条のⅢ-技術者と科学者について、V及Mにいう非移住者及び移住者の資格で本邦に入国する外国人は、入国の日より30日以内に外国人登録所に登録しなければならない。

第 64 条 登録の際、外国人は正式な入国と滞在及び従事する活動を証明し、且つ本法と細則に定める他の条件を満たす。

第 65 条 登録済み外国人は入国資格または種別、国籍、婚姻上の身分、住所、活動の変動を30日以内に外国人登録所に通知する義務がある。

第 66 条 外国人は自らまたは被委任者により、予め内務省の許可を得て、不動産、それに基づく実権、同財の販売、賃貸会社の株式や会社出資金の取得行為を行うことができるが、他の法規に従っていくつかの認可を得なければならない。

第 67 条 連邦、地方または市の機関、公証人、その代行人または代理人、公認会計士及び取引所仲買人は、外国人へ彼等に対して資格上の手続の実行、合法的な居住の証明、入国資格と種別によって認められた行為または契約の実行の権利、あるいは内務省の特別許可の提示を要求し、書類にその証明を記帳する義務がある。

緊急時における委任または遺言の譲渡では、例外的に同証明は要求されない。

いずれの場合も、実行された行為または契約より15日以内に内務省に通知する。

第 68 条 戸籍所の裁判官または係官は、正式な国内滞在の証明のない外国人の婚姻上の身分に関する行為を行なわない。

外国人とメキシコ人との結婚には内務省の許可が要求される。

いずれの場合も、本条にいう証明は記録され、行われた行為は内務省へ通知される。

回 状 第 55 : 民法の規則に関連し、出生、死亡、結婚、離婚、その他の行為の記録について定める住民一般法の 70 条 (新法では 68 条) の正しい解釈を告知する。(1952 年 6 月 6 日官報で公表されたもの)

内務省。住民総局。移住部。振興調査課。分課。Eh.: 4,350 "52" 1971。

C. Gobernador del Estado ……

本部は同省法務総局より、民法の規則に関連して、住民一般法 70 条の適用範囲とその解釈について行った研究の報告を受けました。次に、その関連部分を記載します。

- " A. - 出生、認知及び死亡の記録 - 民法に指示する方式で記録する。もし外国人がこれに関与し、その者が本邦における正式な滞在を証明しないとき、戸籍係官は同人の氏名、職業及び住所を記録し、内務省移住部へ通知する。
- B. - 養子、後見、独立、離婚、その他の記録、または裁判所命令により行われる記入 - 登録の際、戸籍係官は外国人が裁判所に対し正式な国内滞在を証明したか否かを確認し、もし証明しなかったのであれば、A と同じように通知する。
- C. - 結婚記録 - 内務省の事前許可がなければ記録されない。行為が立証されると、移住部へ通知される。
- D. - 結婚の実効による独立 - この場合、戸籍係官は結婚が内務省の許可を得て執り行なわれたことを確認する。もし、そうでなければ、移住部へ関係資料と共にその旨報告する。
- E. - 離婚の記録 - 戸籍係官は正式な国内滞在が証明されなければ離婚届を処理しない。いずれの場合も、処理の開始と離婚の成立について内務省へ報告する。"

以上の決定を貴関の担当官に通知し、その徹底を指令していただきますようお願い申し上げます。

敬具 実効選



午制 非再選 メキシコ連邦区，1952年1月20日。部長，Arcadio
Ojeda Garcia（署名）

第 69 条 いかなる司法機関または行政機関も，内務省が発行した正式な国内
滞在と入国条件と資格による離婚行為を認める証明書が提示されなければ，
外国人の離婚もしくは結婚の無効に関する処理を行なわない。

第 70 条 本法に定める事項について，外国人は関連法に定める税と料金を支
払う。

第 71 条 内務省は適当と考える国内の場所に，仮入国者と国外退去者を収容
する宿泊設備を設置する。

第 72 条 司法当局は内務省に対し，裁判開始時に外国人の経歴と容疑の罪名
及び判決を報告する義務がある。

戸籍所の裁判官または係官，及び民事裁判官または家庭裁判官は，行為，
判決または決定の日より5日以内に外国人の戸籍上の変動を内務省へ通知す
る。

第 73 条 法によって連邦，地方または市の警備力を支配下に置く官憲は，要
請があれば，本法の規則を順守せしめるために，入国管理当局へ協力する。

第 74 条 正式な滞在を証明しない外国人，及び労働許可を持たない外国人に
職を与えてはならない。

第 75 条 企業，外国人あるいは同人の法定代理人が内務省が定める条件を規
定期間内に履行しなければ，放棄したものとみなされる。

第IV章 出 国 移 住

第 76 条 出国移住について，内務省は下記の業務を行う。

I 国民の出国理由を調査し，それと調整するための措置を講じる。

II メキシコ人の出国移住を防ぐための対策を外務省と協力して行う。

第 77 条 出国移住者とは外国で居住する目的で出国するメキシコ人及び外国
人を指す。

第 78 条 出国を希望する者は、出国一般条件のほか、下記の事項を充さなければならない。

- I 移住当局に対し身分を証明し、個人的情報または統計用の情報を提出すること。
- II 成人であること。未成年者あるいは禁治産者は父権行使者あるいは後見人が同行するか、もしくは同人または主務当局が与えた許可書を所持すること。
- III メキシコ人であれば、入国先の法律が同人の資格に対して要求するすべての条件を充たしうることを証明すること。
- IV 主務機関へ必要書類を申請し、出国地の移住当局に同書類を提出すること。裁判中、逃亡中、あるいは裁判所の判決により禁足を言い渡されていないこと。

ただし、本法 109 条の規定は別である。

- V 本件について定める他の規則。

第 79 条 メキシコ人労働者の場合、役務期間を示す契約と十分な賃金の証明が必要である。

移住係官は契約が結ばれた管轄区の労働調停委員会が承認し、且つ役務を提供する国の領事が査証した労働条件書を要求する。

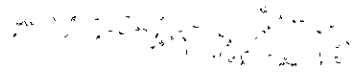
第 80 条 メキシコ人労働者の集団出国は関連法と細則を順守せしめるべく、内務省担当官により監視されること。

第 V 章 帰 国

第 81 条 帰国者とは少なくとも 2 カ年を外国で過ごした後、本国に戻るメキシコ人出国者を指す。

第 82 条 内務省はメキシコ人の帰国を奨励し、個人の知識と能力が充分活かされる場所での定住を促進する。

本邦へ再入国するために、特別な事情によって、内務省機関の援助を必要



とする国民も同じように処遇される。

第 83 条 (1975 年 1 月 3 日の官報で公表された 1974 年 12 月 30 日の政令の 15 条により下記のごとく改められ、翌日をもって施行された) :

“第 83 条 内務省は農地改革省, 他の連邦, 地方及び市の機関と協力して, 集団帰国者を既存の住居区及び今後設立される住居区へ配属する。”

第 84 条 内務省は帰国者へできるだけ多くの便宜を与え, 仕事の成功を導くべく, 必要と考える対策を公的機関と私企業へ提案する。

第 VI 章 住民登録と確認

第 85 条 内務省は国内の居住者全員と外国に住む国民の登録と確認を行う。

第 86 条 住民登録と確認は国が保有する人的資源を把握し, 人口に関する様々な行政計画を作成するためのものである。

第 87 条 住民登録に含まれる者:

- I 国民及び
- II 外国人

第 88 条 内務省は登録の技術的方法と処理を定め, 国内で必要な住民登録・確認の管理機関を組織する。

第 89 条 住民登録と確認の目的

- I 本条の V の規定のため, 外国人を含む国内の住民全体の確認資料を集める。
- II 同資料を国籍, 年齢, 性別, 職業, 婚姻上の身分及び居住地に従って分類する。
- III 外国に居住するメキシコ人の名簿を作成する。
- IV 現在様々な行政機関で用いられている確認と登録の方法を調整し, 一つの科学的な方式を作りあげる。及び
- V 身分証明書と呼ばれる同所有者に関する資料を記した公的な書類を作成する。

第 90 条 連邦，州及び市の機関，並びにメキシコの対外機関の官吏と職員は，本法と細則で定める他の事項と同様に，内務省の住民登録・確認業務に協力する。

第 91 条 内務省が定める期限に登録が完了すると，登録及び発行される身分証明書は本法の細則に示す期間有効である。

第 92 条 国の内外に居住する国民の登録は無料，外国人の登録は有料である。なお，登録は両者に義務づけられている。

第Ⅶ章 罰 則

第 93 条 以下の場合，内務省の職員を30日の停職または事態が重大であれば免職に処す。

I 許可なしに，極秘事項を明かす。

II 不止あるいは重大な怠慢により，移住業務の正常な処理を停滞させる。

III 自らまたは仲介者により，本法に定める業務の処理に干渉する，あるいは移住規則と手続に違反する方法で当事者を助ける，または助言する。

IV 必要な書類を提示する者に身分証明書を発給しない，または一度交付した証明書を不正に取りあげる。

V 内務省の許可なしに，移住書類を不正使用する，あるいは第三者へ提供する。

第 94 条 犯罪は構成しないが，本法あるいはその細則に違反した連邦，州及び市当局を最高 5,000 ペソの罰金，再犯の場合は免職に処す。

第 95 条 犯罪は構成しないが，本法と細則の規定に違反するよう何人かを援助，隠匿，勧告する者を1000ペソの罰金または36時間の拘留に処す。もし違反者が罰金を納めなければ，拘留に処す。ただし，いかなる場合も15日を越えることはない。

第 96 条 移住書類に他人の署名をする，あるいはそれを教唆する者を最高 2000 ペソの罰金または36時間の拘留に処す。ただし，犯罪を構成するとき

は、別に懲罰に処す。違反者が罰金を納めなければ拘留に処す。ただし、いかなる場合も、15日を越えることはない。

第97条 移住資格の取消しにより、指定された期限に出国しない外国人を最高5,000ペソの罰金に処す。

第98条 国外追放処分を受けた後再入国許可を得ずに新たに入国する外国人を、10年の懲役と最高5,000ペソの罰金に処す。また、追放の理由を説明せず、あるいは隠匿して、入国許可を取得した者を同じ懲罰に処す。

第99条 行政規則あるいは法規則の不履行またはそれに違反して入国許可を取得し、国内に不正滞在する外国人を最高6年の懲役と最高5,000ペソの罰金に処す。

第100条 本法あるいは内務省の入国許可で認められていない活動を行う外国人を、最高3,000ペソ及び最高18カ月の懲役に処す。

第101条 非合法または不正活動により、滞在が条件づけられている規則に違反した外国人を、最高2年の懲役と最高1万ペソの罰金に処す。

第102条 内務省が付与したものと異なる移住資格を不正使用する、あるいはその所持者になりすます外国人を、最高5年の懲役と最高5,000ペソの罰金に処す。

第103条 不正に入国する外国人を最高2年の懲役と30万ないしは5,000ペソの罰金に処す。

第104条 入国の際あるいは入国後、当局に移住の身分について虚偽の情報を提供した外国人を、次条の規定とは別に、民法に定める懲罰に処す。

第105条 本法の95, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 106, 107及び108条に該当する外国人を、定められた懲罰とは別に、移住資格を取り消し且つ国外追放に処す。

第106条 追放処分を受けた者は、内務省の大臣、次官または高官の同意がなければ再入国は認められない。

第107条 法律が定める利点を悪用し、定住を助ける目的で外国人と結婚するメキシコ人を最高5年の懲役と最高5,000ペソの罰金に処す。外国人を同じ

懲罰に処す。

第108条 外国人の国外退去及び同処分を受ける外国人を移住施設または適切な場所に収用するために内務省が行う措置は、すべて公共の秩序を守るためのものである。

第109条 司法あるいは行政機関により命令された外国人の禁足は、同人に対して内務省が命ずる国外退去命令の執行を妨げるものではない。

第110条 入国管理当局が許可する前に、乗客または乗務員の上陸を認めた海上輸送会社を最高3,000ペソの罰金に処す。

第111条 不可抗力の場合を除き、規定外の場所と時間の外国からの乗客のト船は、その責任者、企業、代表者または代理店を最高1万ペソの罰金に処す。

第112条 入国書類のない外国人を本邦に輸送する船会社または航空会社を最高5,000ペソの罰金に処す。また、入国が拒否される外国人を会社は自らの費用で出発国へ送還する。

第113条 船長あるいはその代行者が入国を拒否された外国人乗客の送還命令に従わないとき、同人、企業、代表者または代理店を最高5,000ペソの罰金に処す。航空会社もこれに準じる。いずれの場合も、記録書にすべての事情を記録する。

第114条 入国管理当局の許可なしに、輸送船の出国を許可あるいは命じた者を最高1,000ペソの罰金に処す。

第115条 本法の26条の義務を守らない外国人を最高1,000ペソの罰金または36時間の拘留に処す。違反者が同罰金を納めなければ、最高15日の拘留に処す。

第116条 本法28条の違反を最高5,000ペソの罰金に処す。再度の違反に対しては、違反船舶の船名と船籍をメキシコ領事に報告し、本邦の港への寄港を禁じる。

第117条 入国管理当局の許可なしに外国の船舶を訪ずれる者を最高500ペソの罰金または3日の拘留に処す。

権限なしに同許可を与えた者を同様に処罰する。

第118条 内務省の許可なしに、自己または他人の費用で外国で働くためにメキシコ人を連れ出すことを試みる、あるいは連れ出す者を2年ないしは10年の懲役及び1万ないしは5万ペソの罰金に処す。

正式許可または資格を持たず、自己または他人の費用で、外国人を本邦内へまたは他の国へ導くことを試みる、あるいは導く者を同様に処罰する。

第119条 内務省が発行する正式居住証明書及び下記行為を認める条件と資格のない外国人の離婚または結婚の解消を処理する司法官吏または行政官吏、あるいは国籍帰化法50条の規定と異なる他の法律を適用して処理する同官吏を、免職と最高6カ月の懲役または1万ペソの罰金、あるいは裁判官の判断により、その両方に処す。判決時に何人かその職務から解任されていることはいうまでもない。

第120条 本章に示す例及び他の法律に従って犯罪が成立する例とは別に、本法または出入国に関する細則に関するすべての違反を、内務省が判断するその重大さによって、最高1万ペソの行政処分、罰金を納めなければ、最高15日の拘留に処す。

第121条 本法にいう行政処分は内務省大臣、次官または高官の同意により、並びに本法にいう問題に関する業務を指揮する、またはそれを管理する同省の総局長、副局長、部長及び課長により行われる。

第122条 行政処分の再審は罰金の通知日より15日以内に申請されること。

第123条 本法にいう犯罪の場合、Ministerio Publico Federal 側による刑事訴訟の実行は、内務省の提訴に従う。

暫 定 規 則

第 1 条 1947年12月23日の住民一般法と1949年12月24日のその改正、並びに本法に反するすべての規則を廃止する。

第 2 条 本法は連邦官報に公表された日より30日後に施行される。

第 3 条 本法の細則が公布されるまで、本法に反しない規則については、

1962年5月3日の官報で公表された1962年4月27日の住民一般法の細則と同月8日の正誤表が引き続き施行される。

第4条 内務省はメキシコ住民の登録開始日を指示する。

1973年12月11日、メキシコ、連邦区。 Rafael Hernández O., D.P. - Vicente Juárez Carro, S.P. - José Luis Escobar Herrera, D. - Félix Vallejo Martínez, S.S. (署名)

メキシコ合衆国政治憲法第89条の1の規則に従い、且つその正式告示と遵守のため、本法律を公布する。

1973年12月11日、連邦区、メキシコ市、大統領官邸。

Luis Echeverría Álvarez. (署名)

内務大臣 Merito Moyc Pelencic. (署名)

外務大臣 Emilio O. Rabasa. (署名)

国防大臣 Hermenegildo Cuencana Díaz. (署名)

海軍大臣 Luis M. Bravo Carrera. (署名)

大蔵大臣 José López Portillo. (署名)

国家財産大臣 Horacio Flores de la Peña. (署名)

商工大臣 Carlos Torres Manzo. (署名)

農牧大臣 Manuel Bernardo Aguirre. (署名)

通信運輸大臣 Eugenio Méndez Docurro. (署名)

公共事業大臣 Luis Enrique Bracamontes. (署名)

水資源大臣 Leandro Rovirosa Wade. (署名)

文部大臣 Victor Bravo Ahuja. (署名)

厚生大臣 Jorge Jiménez Cantú. (署名)

労働大臣 Porfirio Muñoz Ledo. (署名)

大統領府大臣 Hugo Cervantes del Río. (署名)

農業開拓部長 Augusto Gómez Villanueva. (署名)

観光部長 Julio Hirschfeld Almada. (署名)

連邦区部長 Octavio Senties Gómez. (署名)

住 民 一 般 法 細 則

住 民 一 般 法 細 則

(1976 年 11 月 17 日の官報及び同月 25 日の正誤表)

共和国大統領。Luis Echeverria Alvarez, メキシコ合衆国の憲法による大統領は、メキシコ合衆国の政治憲法第 89 条の I によって付与せられた権限を行使して、住民一般法細則を公布する。

住 民 一 般 法 細 則

第 I 章 目 的

第 1 条 本細則は公共の秩序に関するもので、住民一般法に基づいて、住民政策の原則、国家人口委員会の活動、出入国、在留外国人の活動、輸送機関の出入国に係る責任、国民の出国移住と帰国について規定する。

第 2 条 一般住民法と本細則の実施は内務省に属し、下記の機関がこれに協力する。

I 連邦行政官庁

II 地方行政機関

III 市役所

IV 司法当局

V 公証人、商取引仲買人、及び公式証明を行う行為に関して、公認会計士、及び

VI 法律または本細則に定める場合及び方法で、企業及び機関。

第 3 条 本細則の中で引用される大臣、次官、高官はそれぞれ内務省の大臣、次官、高官を意味し、省、委員会、法律は内務省、国家人口委員会、住民一般法を指す。

特に記述のない章及び条は本細則の章条を意味する。

第 4 条 省は本細則の実施に必要な行政規則を公布する権限を有する。

第Ⅱ章 住 民 政 策

I 部 人 口 計 画

第 5 条 人口政策の目的は住民の数 — 増加または減少 — , 変化, 構造または活動を配慮することによって, 住民の文化的, 社会的及び経済的条件を向上させ, 且つ農村や都市での合理的な人に分布を達成することである。

第 6 条 連邦行政官(大統領)は, 国家人口委員会を通じて, 国の人口政策の技術的構想を作成し, 各官庁と公共機関がそれぞれの経済社会開発計画の中に同プランの実現に必要とされる事業と資力を含むようにする。

第 7 条 人口政策の目的のため, 内務省は, 場合によっては, 他の官庁または政府機関に対し, それぞれの権限と資格に基づいて, 法律3条にいう目的達成のために必要な措置を指示, 実施または促進する。

第 8 条 内務省は委員会が実施する人口問題に関する決議または計画が, 官行公共の団体, 機関及び組織の経済社会開発プランの中に含まれるよう交渉する。委員会は, この点に関して, これらの機関と協力して計画を作成する。

第 9 条 メキシコ国民の人間としての権利, 自由, 保証, 特質及び文化的な価値の尊重こそ人口政策と計画の基本原則である。

第 10 条 委員会は作成する計画の中に, 人口の数, 構造, 力及び分布が提起する要求を考慮し, 教育, 保健, 投資, 予算見積り, 農業, 住宅, 都市, 雇用, 特殊技能訓練, 児童・家族保護といった政策を通じて実施される当問題に関する活動とこうした要求を結びつけるようにする。

第 11 条 委員会は, 国の開発の現状評価に基づいて人口プランと計画の優先度と目的を提示し, これらに必要とされる資金と投資額を見積る。

第 12 条 委員会はプランの原則と戦略及びその結果を継続的に評価することによって, 国の社会経済構造より生じる変化にそれらを対応させる。

第 13 条 人口政策の普及計画により同政策に関する国民意識を形成し, 且つ問題解決への住民参加を促進する。

第 14 条 人口問題に関して外国で作られる資金, 財, 投資, 奨学金, 交換ま

たは計画の個人，官庁，公共機関または民間機関による受領，利用または実施は，政府の人口プランと計画及び委員会が提示する優先度と投資に調整されること。このためには，予め同委員会の意見を聞かなければならない。

第 15 条 委員会プランは環境保護，衛生事情の改善及び死亡率と罹病率の減少に向けられる公共と民間の活動に関与する。

内務省は本規定の履行を監視する。

第 16 条 委員会がまとめる調査には人口政策の学問的な要点が含まれ，これは教育プランと計画の中に編入されなければならない。

第 17 条 商工省は人口調査やその他のアンケートの中に，内務省が要請する人口に関する質問事項を含める。

Ⅱ部 家 族 計 画

第 18 条 家族計画はすべての人間の権利であり，自由に，責任をもって且つ熟知した上で子供の数と間隔を決定し，専門的な情報と適切な指導を受けることができる。

第 19 条 家族計画のプランは暗示的であるため，その目的，方法及び重要性について一般的に且つ個々に情報を提供し，子供の数と間隔を決定する権利と責任をもって行使できるように配慮がなされるべきである。

与えられる情報では，催促的なあるいは強制的な行動を含み，且つ上にいう自由な権利行使を妨げるような産児制限や方法によって家族計画は指導されない。

第 20 条 家族計画事業は保健，教育，社会保障，公報及び個人，家族の生活条件改善に向けられる活動と連携且つ調整されて実施されなければならない。

第 21 条 家族計画に関して官庁と公共機関が実施する情報，保健，教育，その他の事業は無料である。

第 22 条 家族計画プランは明確且つ平易に人口現象及び家族と開発の関連について説明し，且つ多産について規定する法律により認められた方法を教授する。

- 家族計画の権利を行使する際の夫婦と個人の責任は、現在及び将来の自分の子供が必要とするもの、及び社会の人々と分ち合う連帯責任を考慮し、個人と社会の目的の実現に、充実した豊かなより良い期待を与えることである。
- 第 23 条 情報提供とその他の家族計画事業は個人、場所または地域の事情を考慮し、自然的な不妊の原因、それを治療する方法、あるいは子供が少なければ受胎指導を行う。
- 第 24 条 家族計画の教育と情報活動は、子供の数と間隔の自由な決定、最初の出産の引延し、及び健康な妊娠が可能な年代の最後の出産によってもたらされる利点を教えなければならない。
- 第 25 条 公共機関の家族計画に関する情報、保険及び教育事業は永続的なプログラムで実施され、決して一時的な性格を帯びることはない。国家人口委員会はこうした事業を担当する官庁及び機関の調整基準と方法を承認する。
- 第 26 条 家族計画の医療、教育及び情報事業は受胎調節方法の自由な決定を保証する。ただし、それが人体に重大な二次的作用を及ぼさない、及び健康に有害でないことが立証された場合に限り。個人の意志に反して、受胎調節方法を強制することを禁じる。復元ができない避妊方法を選ぶとき、それを行う機関または官庁は予め同意書を取る。
- 第 27 条 成人の禁治産者を扱う保健または社会援助機関は、法定代理人の居ない者が憲法 4 条の 2 節にいう権利を行使することを、予め検察庁の意見を聞いた上で決定する。
- 第 28 条 未成年者に対して行われる家族計画事業は民法の規則に従う。
- 第 29 条 国家人口委員会の決議及び住民一般法と本細則に基づいて、主務官庁は教育と医師一援助情報に関する家族計画の技術的規則を設け、その正しい適用を監視する。
- 第 30 条 戸籍所の裁判官または係官は、結婚の行為の中で、地方機関と委員会の合意により用意された家族計画、男女の法の上の平等及び家族の正式な組織と発展に関する情報を提供する。

Ⅲ部 家族、女性及び疎外集団

第 31 条 人口計画の目的

- I 家族と国家の開発目的を結びつける。
- II 家族構成者の相互のつながりを強化する。
- III 家庭における男と女の役割を再評価する。
- IV 生殖機能による女性に対する一切の個人的及び集団的差別を避ける。

第 32 条 人口計画は女性の社会的及び経済的平等を促進するための対策を立て、活動面で男性と同じ機会と権利を与えるものである。

第 33 条 委員会が作成する計画は、女性と疎外集団を労働、教育及び家庭活動へ進出させる基準を提示し、社会的発展と経済的自由を支援するものである。

Ⅳ部 人口分布

第 34 条 人口分布計画は、国の人的資源と天然資源を合理的に活用するための対策を立て、住民が彼等の基本的な自由を充分に行使しうるために財と充足要素の効率を高め、且つ彼等の生活条件を社会的に、経済的に向上させるものである。

上にいう対策とは水、植物、動物、土、森林及び国立公園の保護、使用及び活用、環境汚染、保健について定める規則を調整することである。

第 35 条 人口分布計画は、農民が自らの仕事と土地に愛着をより強く持ち、そのことが個人と住民共同体の発展につながるという意識を育てるために、公共部門の経済、社会、及び文化開発計画を通じて、農民に対し機会の創造を刺激する。

第 36 条 人口分布政策は疎外地域の開発を促進し、農林活動への投資を含む。

第 37 条 地域開発対策は下記の目的達成に向けられる。

- I 都市と工業地区で供給される労働力で農村地区の需要を充すため、適切な人口比率を維持する。
- II 工業と農業の需要の間に互換関係を確立する。

Ⅲ 国境の過疎地帯に住民体を創造し、それを発展且つ強化する。

第 38 条 当局は都市と農村の間で財と役務が平均的に交換されるように、経済社会開発プランと計画を作成する。

第 39 条 地域開発計画は、住民の社会的条件に従って、作り出される経済、社会及び環境面の利益、並びにその公平な配分を考慮に入れること。

第 40 条 委員会計画は、雇用の機会が少ない場所、または公共部門の開発計画が必要とする場所で、雇用を生み出す活動の創造を支援する政策を提供する。

第 41 条 委員会は、その計画の中で、主務官庁が、人口分布計画の完遂のため、都市計画、住民移動あるいは地理的に孤立して生活している集落の合体を促進できるように、国の様々な社会経済地域が求めている開発要求を考慮に入れる。

第 42 条 都市計画は共同体の調達、運営、機能の発揮及び発展を確実なものとし、且つ天然資源と環境条件に合った土地の多角的な使用を考慮に入れなければならない。

第 43 条 国の様々な地域が所有している、あるいは生み出すことのできる天然資源と国の開発政策の戦略に基づいて、都市の調和のとれた成長と開発を促進するために、委員会は、計画の中に、国内移住と人口分布対策を盛り込む。

第Ⅲ章 国家人口委員会

第 44 条 国家人口委員会は国の人口計画に携わる国家機関として、経済社会開発の一般計画の中に人口問題を取り入れ、国家の発展と生活条件の向上につとめる。

第 45 条 同目的の遂行のため、国家人口委員会は下記の任務を行う。

Ⅰ 人口プランと計画を作成し、人口現象が提起する要求に従って、公共部門の経済社会開発計画の目的と同計画を結びつける。

- II 情報を編集，区分，分類する。
- III 人口政策の目的のため実施される研究調査を促進，支援，調整する。
- IV 公共部門の情報指導計画並びに個人，組織の参加と協力の基本方針を作成し，それを普及させる。
- V 公共，民間，国内，外国，地方，連邦，あるいは国際機関に対し，人口問題について助言，協力し，それらと協定を結ぶ。
- VI 情報資料を準備，作成，配布し，且つ本問題に関する情報を公表する。
- VII 本目的に仕えるあらゆる種類の催しを組織し，且つ参加する。
- VIII 開発と人口問題の専門家と技術顧問の協力を受ける。
- IX 人口問題に関する研修講座を設け，実施する。
- X 作成された人口プランに基づいて，官庁と公共機関が実施する計画を評価し，同プランの遂行に必要な措置を講じる，及び
- XI その目的と任務の達成と遂行に必要なその他の活動。

第 46 条 国家人口委員会の議長は下記の権限を有する。

- I 委員会を正式に代表する。
- II 小委員会を提議し，委員会の特別代表を任命する。
- III 技術官及び行政官を任命し，委員会の人員任命を許可する。
- IV 委員会の技術機関と行政機関の設立と廃止を許可する。
- V 大蔵省に対して委員会の年度予算案を提出する。
- VI 会議の日付を決定する。
- VII 他省の大臣または公共機関の代表者へ会議への出席を要請する。
- VIII 総会で採決された決議を実行に移すため，必要な措置を講じる。
- IX 必要な情報を事務局へ要請する。
- X 本細則と他の規則が議長に付与するその他の権限。

第 47 条 小委員会は委員会の常任メンバー，あるいは同メンバーと他の官庁または公共機関の代表によって構成される。

第 48 条 国家人口委員会は事務局長と予算に基づくその任務遂行に必要な技術機関と行政機関を備える。

第 49 条 事務局長は委員会が行なうべき技術行政に係る任務及び委員会に
請される決議と活動の実施に責任を有する。

第 50 条 事務局は次の権限を有する。

- I 議長の承認を得て、それぞれの資格に基づいて国家機関へ人口問題を
当てる。
- II 官庁及び機関に対し、委員会の任務と目的の遂行にとって必要な業務
を行う。
- III 委員会が所有する財と権利に関し、必要な管理業務を行う。
- IV 委員会の事務所と部署における任命、解職、除籍、配置を提議、且つ
理する。
- V 委員会の事務所と出張所の任務を決定し、両者間の仕事の配分を取り
める。
- VI 議長の指示に従って、会議の議題を準備する。
- VII 会議の召集状を送る。
- VIII 会議議事録を作成し、会議で採決された決議の実行を監視する。
- IX 総会と議長へ、任務と活動の実施状況を報告する。
- X 省が管轄する事項に係る委員会書簡に署名する。
- XI 総会、本細則及び他の規則が付与する権限。

第 51 条 国家人口委員会の会議では、内務大臣がその議長を務め、大臣欠
のときは同次官が代行する。

第 52 条 委員会の技術、行政費員は、その実務を国家事業労働者連邦法に
って実行し、且つ国家公務員社会保障機関の給与制度に加盟する。

第 IV 入 国 業 務

第 53 条 省は移住に関する様々な業務を組織、調整する。

第 54 条 移住問題の処理のため、入国業務は下記のように分割される。

- I 国内：中央業務及び国際通行の海港、国境及び空港業務。

Ⅱ 外国：外国でのメキシコ政府官吏が行う業務。

第 55 条 前条の業務には次の権限が与えられる。

I 中央管理局

- a) 移住問題に関する総括的内容の要件，処理。
- b) 国際通行に対する様式の規定
- c) 要員の管理，配置及び監視
- d) 外国人の入国，出国，滞在，書類，移住資格または条件の変更の申請
あるいは事態の審査と処理。
- e) 法律または本細則の違反に対する処分
- f) 在留外国人の監視
- g) 他の業務からの相談の解決
- h) 外国人と出国移住者の記録
- i) 帰国者の申告書の作成
- j) 特別統計の集計，及び
- k) 省が決めるその他の権限

Ⅱ 海港，国境及び空港の管理事務所

- a) 通行が法律と本細則に準拠して実行されることを監視する。
- b) 必要条件を充さない者の出入国を阻止する。
- c) 中央から受ける指示に基づいて，外国人へ書類を発給する。
- d) 国内，国際を問わず，陸上，航空，海上及び水上輸送便の出入国検査
を実行する。
- e) 指小される統計を行う。
- f) 中央の決議と規則を実行する。

Ⅲ 外国における機関

- a) 入国が許可される外国人の書類発給
- b) 外国におけるメキシコ人移住者の援助
- c) 要請される資料の統計的報告
- d) 移住について省が取り決める規則と決議の実行

第 56 条 移住業務に従事し、省を支援する者。

- I 省の代表が居ないとき、業務委託を受けた在外メキシコ政府官吏。
- II 省の出張機関がないとき、厚生省、税関及び港務署の官吏と職員。
支援者は省が委任する権限と職務を持ち、同人への指示は直接、あるいは所属する省を介して伝達される。

第 57 条 直接に、あるいは補佐的に住民業務に関与する者の義務。

- I 法律と本細則の規定を守る。
- II 省の指示と決議を守る。
- III 業務の改善、処理の簡素化について的手段または規則を具申する。ただし、省の承認なしに、実行に移さないこと。
- IV 国の統計に関する指示を実行する。
- V 省が指示する形式で移住動向の情報と実状を報告する。
- VI 意見の求めに対して中央が口頭あるいは電話で返答してきた決定を文書で確認するよう、回答より24時間以内に、書状で要請する。
- VII 司法当局の文書による要請を受けて禁足命令に違反のないよう監視する。
ただし、法律109条の場合はその限りでない。

第 58 条 省は適当と考える場所に、移住者設備を設け、入国条件を欠いたために入国ができなかった外国人、あるいは国外退去が命じられた外国人を一時的に収容することができる。同設備がない場所では、地方の予防拘置所を利用する。

保健当局が外国人の保健施設への収容を決定し、同人の入国が許可されなければ省は必要と考える監視を続けることができる。

第 59 条 法律または本細則で決められる期限あるいは期間の計算では、正式に労働が中断する日は除外される。ただし、月または年単位の計算、及び国外滞在期間の計算には当基準は適用されない。

第 60 条 省は、事務面の需要を考慮して、それに採用される形式、入国滞留の資格と種別を裏付ける形式並びにメキシコ人の出入国と身分証明の形式を設定且つ変更する権限を有する。

法律42条のVとVIにいう移住者、移民及び非移住者に属する未成年者は、入国書類の発給日より5年毎に、ただし成年に達するまで、同書類の更新が必要である。

更新申請書には父権の行使者、後見人あるいは国内における保護者が署名すること。

第61条 法律16条にいう優先権を行使して、入国管理当局は他と協力して、より良く、より円滑に業務を遂行する。

第62条 入国管理当局による警備力への支援要請は、緊急事態では口頭が認められるが、必ず書状追認を行うこと。要請を受けた警備当局は支援を行わなければならない。この支援が否定される、あるいは入国管理事務所の逮捕要請が実行されないとき、同事務所は直ちに省へ事実を報告し、問題の解決を計らなければならない。

第V章 移 動

第63条 本章にいう移動とは、外国人または国民の、出入国と合せた国際通行並びに国境通行とみなす。

第64条 法律10及び11条に基づく国際通行に向けられる場所の決定または廃止は下記に従う。

I 内務省は外務省、大蔵省、運輸省、厚生省、農牧省、場合によっては海軍省へ意見を求める。

II 新しい国際通行地点の決定あるいは廃止、並びに時間表を省は官報で告示する。

III 国際通行地点の新設では入国、保健、税関、場合によっては運輸省と海軍省の各機関の設立が調整されなければならない。

IV 国際通行が許可されない場所で、省は必要と考える監視を行う。

第65条 海港、空港、国境の閉鎖並びに法律12条にいう国民と外国人の通行禁止は、いつでも、省が決定する時点より実行されることができる。閉鎖が

24時間以上に及ぶ場合、省は官報と適切な他の公報手段で住民にその決定を知らせる。

第 66 条 入国管理当局は出入国者の書類検査を行う。検査開始に当り、公式任務で外国政府の要人が入国するとき、予めその到着を確め、直ちに同人及び同行する家族と随員の統計上の資料を処理する。検査は次の順序で行なわれる。

1. 保健機関の命令により、保健施設へ移送されなければならないメキシコ人及び外国人。
2. メキシコ政府または外国政府の公式代表。
3. メキシコ人
4. 特別許可を持つ入国者
5. 移住者または移民
6. 観光客及びその他の非移住者

第 67 条 外国政府の正式な外交または領事代表並びに家族と随員は、メキシコ政府に対して当該任務を証明する査証を記した旅券のみを提示し、統計質問状に答えなければならない。

正式な任務を帯びて本邦に入国する外国政府の要人には、国際慣例と互惠原則に従って必要な便宜が与えられる。

メキシコ政府の外交及び領事代表は旅券のみを提示し、統計質問状に記入する。

第 68 条 入国するメキシコ人には国籍の証明のみが要求される。同証明は外務省が発行した旅券、出生記録書または他の有効書類、これらを所持してなければ、当局が納得する国籍証明の証拠品によって行なわれること。

メキシコ国籍の立証で提示された書類あるいは証拠に疑問があるとき、入国管理事務所は調査を終えた後、書類を中央へ送り、同人の証明と場所確認に必要と判断する予防策を講じる。メキシコ人は要求があれば健康検査を受け、統計情報を提供する義務がある。

第 69 条 本邦に入国を希望する外国人は、移住資格を書類により証明し、且

つ入国許可の際要求される条件と法律に従って、与えられた移住種別に基づく条件とを充さなければならない。

第 70 条 出国を希望する外国人は、出国地の入国管理事務所に移住書類を提示し、その効力を証明する。このとき、同事務所は出国日を移住書式に記入する。しかし、もし出国が最終的なものであれば、同事務所は移住書類を受け取り、それを中央へ送る。中央では取り消し処理がなされ、同人の関連書類へ添付される。

外国人が書類なしで、あるいは不正規な書類で出国を希望するとき、入国管理事務所は最も敏速な方法で中央へ連絡し、指示があるまで適当と考える処置を講じる。最終的な出国であれば、中央は上記書類のままで出国を許可することができる。この場合、書類は回収され、法律または本細則の違反に対して、省が決める指示と様式に従って罰金処分を受ける。

第 71 条 出国を希望するメキシコ人は、出国地の入国管理事務所へ有効な旅券または身分証明書、場合によっては行先の入国査証を提示し、質問状または書式に記入しなければならない。

外国へ仕事で出かけるメキシコ人は、管轄地区の労使調停委員会が承認し、且つ役務を提供する国の領事が査証した労働契約書を提示しなければならない。

団体契約労働者の出国は、省が発行する身分証明書、または本件について取決める国際法に基づいて許可されることができる。

第 72 条 入国管理事務所は次条の規定に従って、移住書類を所持しない外国人の入国を拒否しなければならない。

期限切れまたは不正規な書類で入国を希望する外国については、省の指図に従う。

第 73 条 法律 37 条に示す場合、同条の I、II と III では全体の事前合意により、また IV、V、VI と VII では特別決定により、以下の仮定に従って、省は外国人の入国、帰国、移住資格または種別の変更を拒否することができる。

I 国民の経済的利益にとって有害であるとき。

Ⅱ 国内滞在中に好ましくない行為があった、あるいは外国で好ましくない前歴がある。たとえば、

- a) 外国または本邦で、懲役 2 年以上に相当する犯罪を故意に犯した。
- b) 中毒者、アルコール中毒者、麻薬常用者、密売人。
- c) 売春婦、同経営者、売春婦の入国を助ける者または計画する者。

Ⅲ 移住規則の違反、たとえば

- a) 法律 101, 103, 104, 107 及び 118 条。
- b) 国外退去処分を受けたことのある者。

Ⅳ 保健当局が肉体的、または精神的に健康でないと入国管理当局へ告げるとき。

本条または法律 37 条にいう例に該当する外国人の入国または移住条件の変更は、大臣、次官あるいは高官の同意によってのみ許可される。

第 74 条 以下の場合、メキシコ人及び外国人の出国は阻止される。

Ⅰ 逃亡犯罪人

Ⅱ 刑事訴訟中の者。ただし担当裁判所の許可があれば、その限りでない。

Ⅲ 主務司法当局の許可のない予備出所または仮出所の罪人

Ⅳ 法律 109 条を除く、禁足中の者。

裁判官は禁足を赦免した日より 3 日以内に省を通じて、入国管理当局へ当決定を通知する義務を負う。

第 75 条 入国、移住資格または種別の変更申請書は本人、代理人または関係者によって署名されること。代理人は委任状を提示する必要はないが、省は、必要と判断すれば、正式な代理権の立証を要求することができる。

省は、必要と判断すれば、外国人の経歴書の提出を命じることができる。申請書には次の情報が記載されること。

Ⅰ 氏名と居住場所

Ⅱ 出生地

Ⅲ 現在の国籍、もしあれば前の国籍

Ⅳ 年令と婚姻上の身分

V 職業または習慣的な職種

VI 同伴者，国籍，年齢，婚姻上の身分，家族関係

VII 役務を提供する相手または仕事，収入と希望する業種

VIII 取得したい移住種別に該当する資料

第 76 条 省は，外国人が申請する移住種別に基づいて，必要と判断すれば，情報の立証要求または入国拒否理由の有無を調査することもできる。入国が認められた外国人に対して，入国許可条件に該当する書類が発行されるよう係官へ通知し，さらに写しを入国港の入国管理事務所，外国人登録所及び入国の申請を行った者へ送付する。

入国が許可された外国人の移住書類を処理する担当官は，書式と質問状の記入を責任をもって確認し，移住資格と許可の失効日を明記しなければならない。入国地の入国管理事務所は現行の指示事項に従うこと。

第 77 条 税関規則に従って入国する外国人は，与えられた移住資格または種別に基づいて，一時的にまたは決定的に，身の廻り品あるいは家庭用品を輸入する権利を有する。

第 78 条 省は外国人の滞在の資格または種別を，予め当事者を聴聞し，あるいは同人の申請によって，正当な理由が認められれば変更することができる。

第 79 条 外国人の滞在条件が停止する，満たされなくなる，あるいは履行されなくなれば，同事実が発生した日より15日以内に省へ通知しなければならない。省は判断によって，出国までの期間あるいは調整のための期間を与える。この義務は本人及び経済的な保護を与えている者あるいは雇用者に共通する。

第 VI 章 輸 送

第 80 条 国際輸送企業は下記の義務を負う。

I 本邦へまたは本邦から外国へ，移住書類を所持しない外国人または不正規な書類を所持する外国人を輸送しない。

- II 入国管理事務所の許可なしに外国人乗務員が本邦内に滞在しないよう注意する。
- III 企業の役員及び従業員による法律と本細則の不正または不正確な適用に責任を持つ。
- IV 書類の不所持または不正規書類によって入国を拒否された乗客または正式な許可なしに領土内に滞在した乗務員の国外への送還によって生じる一切の費用を負担する。輸送企業の代理店も本件に関して同じ義務と連帯責任を負う。

第 81 条 船便で到着する乗客の書類検査は下記に従う。

- I 海上輸送船舶の代理店は、不可抗力の事態を除いて、少なくとも24時間前に、到着港の入国管理事務所へ委託船舶の入港を通知し、出航地、船籍、乗客と乗務員の数、入港予定時間を通知すること。
- II 同事務所の所長はすべての機会に検査官と停泊中の船の監視官を任命する。
- III 船舶検査は船内で実施され、検査終了後に乗客と乗務員の上陸が許可される。
- IV 検査官は保健当局が来船するまで待期するが、ある程度の時間が経過しても現われなければ、最も敏速な方法で省に通知し、省はさらに厚生省へそれを連絡する。
- V 船長は乗務員名簿、乗客が居れば同名簿を3部提出する。同名簿に基づいて検査が実施される。
- VI 入国管理当局は書類検査のため乗務員の集合を命じる。ただし、やむをえず持ち場を離れられない者の検査は後刻行う。
- VII 直ちに乗客の書類検査に移り、記録を取り、且つ不正規または不完全な書類を抜き取る。乗客は氏名を呼ばれ、一名ずつ検査を受けるが、同一家族または同伴する未成年者は同時に検査をすませる。
- VIII 検査の結果は記録書として残される。同書には、検査中に発生したすべての事件、書類不所持、不正規または期限切れ書類の件、入国が許可され

た乗客と拒否された者の国籍、移住資格と種別が記載される。記録書には船長が署名し、それに数通の乗客・乗務員名簿が添付される。

K 乗客と乗務員の検査が終了すると、船長が提出した名簿に“検査済み”が記入される。乗客の中に拒否された者が出れば、同人の氏名と国籍が記録される。船長は若干の名簿を受け取り、これらを保管する。

X 検査中当局の代表者、代理店の代表者と許可された同店の従業員、船籍国の領事代表者、荷揚人、通信文と荷物を運搬する者以外の船内立入りを禁じる。

XI 乗客を降さない船舶に対しても不正な上陸を防止する、と同時に許可された一部の来船を認めるために監視を行う。

XII 保健当局が乗客のどれかを拒否するとき、直ちに入国管理事務所へ通知し、同人の監視を依頼する。

第 82 条 国内の港に寄港する船で旅行を続ける外国人は、港を訪問するために上陸することができる。入国管理事務所は上陸者の身分証明書を預かる。船長は代りに乗船証明カードを渡さなければならない。事務所の所長は港で夜を過ごしたい乗客へ臨機応変に許可を与えることができる。国内へ移動するには、省の指令に従って観光客としての書類を取得しなければならない。

乗客、乗務員共に上陸しない船舶、あるいは上陸が拒否された船舶から外国人が司法上の、あるいは保健上の理由で上陸しなければならないとき、船会社には当局の許可が下り次第同人を自らの経費で再乗船させる義務がある。

第 83 条 出港検査は法律 16 条と下記に従う。

I 代理人あるいは船長は、しかるべく証明される不可抗力の場合を除いて、遅くとも 12 時前に出港検査を要請すること。

II 入国管理局は船長が提出した名簿と乗客、乗務員を照合し、法の出港条件の順守並びに拒否された者の乗船を確認する。

III 外国人乗客と乗務員の検査で不在者が出れば、記録書を三部作成し、事情と船長が提供する同人についてのできるだけ詳細な資料を記録し、船長はこれに署名しなければならない。

入国管理局は直ちに中央機関へ記録書一部と不在者の書類を送付する。

不在者の出発国への輸送費用が預託されるまで出港は許可されない。

Ⅳ 入国管理事務所の出港許可が下りると、入港時預けられた書類が船長へ返却され、港務所への出港申請書に同許可が記入される。

Ⅴ 入国管理事務所の許可が下りるまで船長は出港を命じることができない。入国管理事務所は出港処理を行ない、乗客・乗務員名簿を承認しなければならない。

Ⅵ いかなる代理店または船長も、入国管理事務所の許可なしに、国内の港から外国へ向けて出発を希望する乗客の乗船を許可することはできない。国内の港へ到着する船の船長または船主は、同港で生じる外国人乗客と乗務員の離船あるいは不在を直ちに入国管理事務所へ通知する義務がある。本条のⅡにいう預託が実行されるまで出港はできない。乗務員の場合、入国または滞在は大臣、次官または高官の合意がなければ認められない。

第 84 条 遠洋航行の国内船舶は必ず検査を受ける。一方、沿岸航行船は入国管理事務所が特殊事情により必要と考える国内地区に限り検査を受けなければならない。

第 85 条 国内港へ緊急入港した船舶に関しても、入国管理事務所は記録書を作成して、その理由を記述し、港務所へ処置を一任するが、法律と本細則に定める条件を守らない乗客、乗務員の上陸を避けるために監視を配置する。事実については、省へ通知する。

第 86 条 訪船許可書は代理店が発行し、入国管理事務所へ提示して承認を受けるが、管理事務所は基本的にはそれを拒否することができる。

第 87 条 飛行機の国際便乗客は下記の検査を受ける。

Ⅰ 通行は国際空港に限られる。

Ⅱ 省は各空港に出入国監視に必要な要員を配置し、移動の監視に当らせる。係官は次の規則に従うこと。

a) 飛行機が到着し、国際線プラントホームまたは当局が決める場所に停止すると、入国管理機関の検査官は機内へ入り、乗客乗務員名簿を機

長あるいはパイロットへ要求しなければならない。

b) 検査長または検査官は名簿に姓名、国籍、旅券番号及び発給国が記入されていることを調べ、名簿の記録が正確であることを確認する。

Ⅲ 短時間乗継ぎの乗客を輸送するとき、書類は乗継ぎまで保管される。これらの乗客は航空会社の責任で、到着より24時間以内に出発しなければならない。

Ⅳ 下乗と検査が終了するまで、入国検査所と国際便のプラントホームへの関係者以外の立入りは禁じられている。空港官吏はこの規則の遵守のため協力する。ただし、通関立会いが不可欠な航空会社の従業員は別である。

Ⅴ 国内と国際輸送を同時に行う便については、入国管理当局と会社は共に下乗客または国際線乗継ぎ客の効果的な出入国管理を実行しなければならない。発生する不規則はすべて中央管理局へ報告しなければならない。

第 88 条 国際便で出発する者の書類検査は下記の規則に従う。

Ⅰ 検査は到着順に行なわれ、氏名、国籍、その他の資料は航空会社が作成し、入国管理当局へ提出した名簿に基づいて照合される。

Ⅱ 名簿に誤りがあれば、検査官は訂正を命じる。

Ⅲ 検査が終了すると入国管理事務所の所長または検査官は同意の署名をし、名簿に乗客と乗務員の合計を記入する。なお、全員の搭乗を確認すること。

Ⅳ 前条にいう名簿は 3 部作成され、少なくとも次の資料を含むこと。

a) 会社名

b) 飛行機の国籍

c) 出発地と便の番号

d) 最終到着地

e) 乗客の氏名、年齢、性別、国籍及び目的地

f) 乗務員の氏名、職名及び署名

乗務員の記入箇所に乗務員として従事していない者を記載しないこと。

g) 日付

V 国際便は出国検査が完了するまで出発することはできない。

VI 出国手続き後になんらかの理由により出発が中止になったとき、航空会社はすべての乗客を入国管理事務所へ出頭させ、そこで移住書類に記入が行なわれる。取り消された書類にも同記入がなされ、許可された期限に出発するのであれば本人へ返却される。同期限が過ぎると、出発証書が渡される。

第 89 条 80 条の規則のほか、航空会社は下記の義務を負う。

I 省の命令により国外へ退去させられる外国人を輸送する。

II 要求があれば外国籍の国際線乗務員の移住書類を取得、提出する。

III 不可抗力の事態を除き、国内の国際空港へ正確に飛行機を着陸または着水させる。入国管理事務所のある空港では、乗客と乗務員の検査と監視のため、機長が直ちに連絡をとる。もしなければ、空港当局へ連絡し、さらに中央管理局へ報告する。

IV 本邦に滞在する便の乗務員を自己の費用で扶養し、入国の身分に責任を持つ。また、移住規則に違反したため、あるいは国外退去規則に触れたために、塔乗を中止した乗務員を国外へ輸送する。

V 入国管理事務所により入国を拒否された外国人を、最も近い自社の便または他社の便で、会社費用で国外へ退去させる。

第 90 条 空港司令官は外国からの到着便または外国への出発便をすべて入国管理事務所へ知らせなければならない。また、機長あるいはパイロットが入国管理事務所の乗客、乗務員の検査完了を証明しなければ、外国への出発を許可せず、出発の中止の場合は直ちに管理当局へ連絡する。

外国から到着する、または外国へ出発する国のまたは外国の軍用機については、省が国防省との合意に基づいて決定する塔乗者の移住書類検査様式が採用される。この場合、67 条の規定が適用される。

第 91 条 国際輸送会社、船舶または飛行機の乗務員の違反が立証されるとき、その事実は出港または出発許可を妨げるものではないが、記録書に記述されて、中央管理局へ送られ、処分を受ける。本条にいう事態の記録書作成によ

り生じる出港または出発の遅れは入国管理事務所の責任とはならない。

第 92 条 乗客輸送を行う国際列車の検査は車中で行なわれる。鉄道会社は必要な時間だけ列車を停止させる。

入国管理事務所の職員が職務で乗車する際は無料とする。

第 93 条 乗客の国際輸送を行なう自動会社の義務：

- I 国際検問所及び入国管理事務所指定の場所で乗客移住書類検査のため車両を停める。
- II 乗客全員が検査を受けるよう管理当局に協力する。
- III 外国人乗務員の移住書類は、会社が責任をもって取得する。
- IV 必要であれば、検査のため検査官を無料で輸送する。

第 94 条 空路で到着する外国人密航者の入国は拒否され、到着便での送還、それができなければ同社の別便での送還まで入国管理事務所の監視下に置かれる。送還費用は企業が負担する。船の場合は下船が拒否され、その他の場合は責任会社による送還まで到着地で拘置される。

入国管理事務所は密入国、密入国者の隠匿または逃亡を回避する上に必要な対策を講じる。このために、輸送会社は必要な便宜を与えなければならない。

第 95 条 入国管理事務所は出発を許可するまで、船、飛行機、その他の輸送手段の出国を引き止める権限を有する。管理当局は他の機関の業務に協力する義務を負う。

第Ⅶ章 非入国移民

第 96 条 非入国移民として本邦へ入国する外国人の一切の許可は大臣、次官または高官の同意により与えられる。同人は54条にいう管理機関の長または係官へ非移住者の入国許可を与える権限を委任する。

第 97 条 観光客。観光客の入国は下記の規則に従う。

- I 本邦滞在許可は6カ月有効で、延長はできない。旅行を妨げる疾病、あ

るいはしかるべく立証される不可抗力上の理由によってのみ、一定期間の猶予が与えられる。書類上 6 カ月以下の滞在期間を持つ者に対して、省は適当と判断すれば、6 カ月まで延長することができる。延長申請はツーリストカードに示される有効期限内に提出されること。

Ⅱ 最終的に出国する際、出発港で移住書類は収受され、中央管理局へ送られる。

第 98 条 通過者。他国へ赴く途中、本邦へ入国するには下記の規則に従う。

Ⅰ 滞在期間は 30 日で、延長はできない。

Ⅱ 移住資格または種別の変更はできない。

Ⅲ 目的国の入国許可を欠く外国人及び旅程に含まれる本邦の隣国の通行許可を欠く外国人の通過入国は認められない。こうした事情は到着港の入国管理事務所に対して報告されるが、省はもし必要と判断すれば、中央管理局への事前報告を要求することができる。

第 99 条 滞在者。法律 42 条のⅢの該当者は下記の規則に従う。

Ⅰ 滞在許可は 6 カ月で、同条にいう期間の延長が認められる。省は同期間中同人の滞在許可書による多回数出入国を認めることができる。

Ⅱ 当資格の外国人に対し、省は従事できる活動、及び必要と判断すれば、居住場所を指定する。また、同人は国内での生活に十分な現金あるいは収入を証明しなければならない。

Ⅲ 入国申請が役務の利用を望む企業、機関または個人によって提出される時、国民に支障の及ばない範囲でのみ、報酬を受ける活動または営利活動を行なうために入国することができる。

Ⅳ 申請を提出した企業、機関または個人は、外国人に課せられる罰金について連帯責任を有し、場合によっては帰還費用を負担する。

Ⅴ 滞在中、外国から持込んだ預金、その利息または外国から受け取る収入で生活する外国人はいかなる報酬活動、営利活動にも従事することはできない。なお、同資格を得るには、世帯主の最低月額収入 4,000 ペソ、経済的に同人に依存する家族一名につき同 1,000 ペソの収入が証明されなけれ

ばならない。

Ⅵ 外国人技術者または科学者は外国人登録所へ登録する。

第100条 役員。非移住者役員は本法に定める期間と形式で入国が許可される。疾病、あるいはしかるべく立証される不可抗力の理由によってのみ特別に出国までの猶予期間が認められる。

第101条 政治亡命者。法律35条と42条のⅤの該当者は下記の規則に従う。

- I 政治的迫害をのがれて本法に到着する外国人は、入国管理事務所により仮入国が認められ、省の決定があるまで到着港に滞在しなければならない。所轄の入国管理事務所は最も敏速な方法で中央管理局へ亡命を報告する。
- II 亡命申請の際、当事者は迫害の動機、本人の経歴、身分の証明に必要な資料及び到着手段を説明すること。
- III 領土内政治亡命の許可が中央管理局より下りると、入国管理事務所は前項にいう資料の記録書を作り、省の名で亡命を許可し、亡命者の中間的な調書を作り、同人の安全に必要な措置を講じ、中央管理局へ護送する。
- IV 政治的迫害を受けた国以外から到着した外国人は亡命者として認めない。ただし、直前の出発国を通過者として出国したことがしかるべく証明される場合はその限りでない。
- V メキシコ大使館は在任国国民の館内亡命を受け入れ、迫害の動機を調査する。政治犯と判断すれば、メキシコ国家の名の下に亡命を許可し、省がこれを追認する。
- VI 外交亡命を認めた後、大使館は最も敏速な方法で外務省へ報告し、外務省が内務省へ連絡する。大使館は亡命者の完全を守り、メキシコへの護送を行なう。
- VII メキシコが加盟する、あるいは加盟しない政治、外交または領土内亡命協定に基づいて亡命者として入国が許されたすべての外国人は下記の条件に従う。
 - a) 省は亡命者に居住場所と従事できる活動を決定するが、事情が許すと判断すれば、別の様式を設定することができる。

- b) 政治亡命者は経済的に同人に依存する妻と未成年の子供を同一資格で本邦へ連れて来ることができる。また、省が至当であると判断すれば、両親もこれに含まれる。
- c) 外国人亡命者は中央管理局の事前許可があれば出国することができるが、許可なしに出国すれば、移住書類は取り消し処分を受ける。また、決められた期間に帰還しないときも移住の権利を失う。省は適当と判断すれば、別の移住種別をこりした場合に付与することができる。
- d) 本条にいう入国は省が適当と判断する期間認められる。滞在許可は1年で、必要なら以後1年単位で延長できる。延長には、当事者が期限より30日以内に手続きを行なうこと。亡命を決定した事情が存続し、且つ省が指示した条件と様式が守られていれば延長は認められる。家族の場合もこれと同様である。
- e) 活動の変更申請は、省が指示した条件を提出して、中央管理局へ文書でこれを行なう。
- f) 政治亡命の動機となった事情が解消すれば、30日以内に家族と共に出国する。出国の際、入国管理事務所へ移住書類を渡す。
- g) 亡命者は移住書類を取得した日より30日以内に外国人登録所へ登録する。また、住所及び婚姻上の身分に変動があれば、30日以内に届出ること。
- h) 法と本細則が外国人に課すすべての義務を順守しなければならないが、亡命者という立場に反するものや例外規定はその限りでない。

第102条 学 生。法律42条のⅥに該当する非移住者の許可は下記の規則に従う。

- I 学生には1年の滞在が許可され、同じ期限の延長が認められるが、1年に120日以上、連続してまたは断続して国外に滞在することはできない。
- II 当事者は省が納得するように、生活費の定期的及び中絶的受領を証明しなければならない。
- III 未成年者の申請書は、同人の父権の行使者、後見人もしくは本邦内の保

護者により署名される。

- IV 申請書には学ぼうとする学習の種類を明記し、且つ公立または私立教育機関への登録が証明されること。
 - V 外国人登録所へ登録する。
 - VI 勉学の中止、退学、進級不合格の場合、学生の許可は取り消される。
 - VII 延長申請の際、継続在籍と進級の事実を証明し、且つ生活費の定期的、規則的受領の証明書を提出すること。
 - VIII 学校当局は在籍外国人の不合格、学習放棄、あるいは退学を15日以内に省へ報告する義務がある。
 - IX 連続的にあるいは断続的に1年につき120日まで出国することができる。1年の計算は最初の入国、あるいは移住種別、資格の変更から起算され、各滞在延長に一致する。本邦へ帰国の際、メキシコ領事館へ出頭し、そこで不在日数、領事査証の有効性及び移住検査を立証して、帰国の確認が得られる。この条件が充されなければ、再入国は認められない。出国中に移住書類の期限が切れても、期限内に本邦へ戻れば、再入国はできる。ただし、再入国の日より15日以内に延長を申請すること。
 - X 予め省の許可を受けて、学習に関係する専門実習及び社会奉仕に従事する場合を除き、報酬活動または営利活動を行なうことはできない。
 - XI 学生の配偶者と家族は同じ移住資格を有する。この場合、一親等以内の親族のみが、事前証明に基づいて入国することができる。
 - XII 学生は学習が終了すれば出国しなければならない。ただし、卒業証書の手続きと取得に日数がかかるとき、あるいは専門試験を受ける場合、省は判断によって、ある期間の延長を認めることができる。
- 第103条 著名人滞在者。法律42条のVIIIに従い、省は国際的に著名な研究者、科学者、人道主義者、秀れた新聞記者または人物の入国滞在の許可を特別に付与することができる。省は54条にいう官吏に当権限を委譲する例と同範囲を決定する。許可は下記の規則に従う。
- I 移民資格の取得や報酬活動、営利活動に従事するための居住権を設定し

ない。

Ⅱ 期間は6カ月とするが、省の判断により更新ができる。

第104条 地方滞在者。国境の町や港町の訪問、及び国境を挟む町と町との間の毎日の通行は下記の規則に従う。

I いかなる場合も、本件についての国際条約と協定に従う。

Ⅱ 隣国の国民が本邦の国境の町を訪ずりたいとき、省が定める条件に基づいて、3日を越えない滞在が入国管理当局により認められる。

Ⅲ 隣国の国境の町の住民は、毎日の通行のために、身分証明カードを下記の条件に従って取得することができる。

a) カードを申請する外国人は住所と国籍を証明し、保健当局の検査を受ける。

b) カードの効力は無期限で、国境地区に限られる。

c) 入国管理当局は隣国の国民または帰化人にローカル通行カードを発給する。また、隣国に永住権を持つ他国籍の住民にも、中央管理局の合意があれば同カードを発行する。

d) ローカルカードには本人の写真一枚を貼付する。

e) ローカルカードは個人用で、15才以上の者に与えられる。15才未満の者は同人と同伴する両親、家族または後見人に発給されるカードによって保証される。なお、この場合、同伴者を含む団体写真を貼る。

15才以上の未成年者は父権行使者または後見人の許可書を提出すること。15才以下の通学生徒には個人カードを発給することができる。

f) カードを不正使用する、不正に取得した、あるいは同カードを使って本邦内で報酬または営利活動に従事するすべての外国人からはカードを取り上げるほか、法律が定める罰金に処す。

g) 許可された場所と時間であれば、カードの所有者は何回でも本邦の国境の町へ入出国ができる。

h) 健康状態あるいは法律上のなんらかの支障により、カードの発行は拒否される。

Ⅳ 国境の入国管理事務所は、互惠主義に基づいて、隣国の連邦、州及び市当局へ優待カードを発行する権限を有する。

第105条 仮入国者。入国管理事務所または中央管理局は書類上二次的な条件を欠いた外国人の入国を最高30日許可することができる。同期間内に条件を充さないのであれば、出発国、国籍国あるいは出生国への帰国を保証する供託金または保証金を省へ設定することが要求される。

第106条 法律の42条及びその他の適用規則に基づく延長申請は、有効期限より30日以内に提出すること。延長は取得した許可の期限が切れる日より与えられる。

第Ⅷ章 移住者と移民

第107条 外国人の移住者資格による入国許可は大臣または次官、同人の不在のときは高官の同意により与えられること。この場合、同意書により54条にいう入国管理事務所の所長または係官に、移住資格の入国を許可する権限が委任される。この同意書は該当する移住種別を記載し、場合によっては、遵守すべき様式を定める。

第108条 移住者入国を許可する際、本邦内で従事できる活動と、もし決められていれば、あるいは必要と判断されれば、居住場所が指定されなければならない。

公益を守る上で必要であれば、省は一般的な行政規則によって移住者が従事する活動と居住場所に関して、制限または様式を設定することができる。

第109条 省が移住者として入国を許可した外国人は、決められた期間内に入国しなければならない。ただ特別な事情や大臣、次官または高官の同意書があれば、期間の延長ができる。

第110条 当資格の入国には、許可書で決められる条件及び法律と本細則が定める条件に厳格に従うことが要求される。

第111条 法律47条が移住者に認める不在期間の計算は次の規則に従う。

- I 本邦滞在の最初の2年間の不在は、これを合計せず、1年毎に別個に計算する。
- II 次の3年の不在は、Iの不在期間を含めて合計する。
- III 不在は連続的に、場合によっては断続して計算される。
- IV 法律47条の規定は、移住者がそのために要求されるとき、許可の動機となった理由が存続していることを証明すれば除外されるものとする。
- V 出入国の際、入国管理事務所は同人の移住書類に、不在期間計算のため、同日付を記入する。
- VI 移住者の再入国の際入国管理当局は移住書類が有効な事、及び法律で決められた、あるいは特別に許可された不在期間を越えていない事を確認すること。越えていれば、同資格での入国は認められず、移住書類は取り上げられ、中央管理局へ直ちに送付される。本件については、113と124条の規則に従うこと。

第112条 大臣の合意書があれば、省は例外として法律47条のI段にいう期間を超えた国外滞在を許可することができる。不在期間は申請の特別な事情に応じて、そのつど決定される。

第113条 法律45条の規則により、移住者は中央管理局へ直接、または本邦内の入国管理事務所を通じて、移住書類の更新を毎年申請する義務がある。申請は次の条件に基づいて処理される。

- I 申請は有効期間が切れる日より30日以内に提出すること。期間の計算は入国日付、または移住者資格が付与された書類発行日付より起算する。
出国中に書類の期限が切れた移住者は、帰国後15日以内に更新申請ができるが、ただし、法律47条の規則が守られていること。
- II 未成年者の更新は、本条の条件に従って、保護者が申請すること。なお、時期はずれの更新申請の場合も同様である。
- III 申請には次の書類を添付する。
 - a) 移住書類
 - b) 居住証明書、場合によっては入国条件履行の証明書

- c) 更新税の受領書
- IV 省が書類を受領し、更新を許可すれば、移住書式に記入し、当事者へ返却する。
- V 移住者の移住上の身分が不正規であれば、省は、事情に応じて、その調整及び条件と期間を決定することができる。さもなければ、国外退去までの期限を指定する。
- VI 省が更新を拒否すれば、移住書類は取り消され、省の判断によって、調整期限あるいは法律97条の規則にいう出国の期限が指定される。更新の付与とは別に、条件の履行、申請書と証明書の内容確認のため、省は調査を命じることができる。なんらかの相異が報告されれば、予め当事者を査問した上で、移住書類の取り消しを決定する。

第114条 金利生活者。法律48条のIに該当する移住者は次の規則に従って入国許可が与えられる。

- I 外国から持込む預金のある事、及び同預金の利息または連邦政府、地方分権機関、国の出資機関が発行する証書、証券、国公債あるいは省が認める国の信用機関等が発行、保証する証書、証券、債券への投資からの利息、または永続的な外国からの収入が、月額 6,000 ペソを下回らない事を省に対して証明すること。
- II 家族の入国には上記額に一人につき 1,000 ペソが加算される。
上記最低額は、状況に応じて省が決める一般的な決議によって増減することができる。
- III I と II にいう収入は下記のいずれかの方法で証明される。
 - a) 信託の設定、現金預金、Nacional Financiera S.A (国立投資銀行) のメキシコ国家の有価証券、または省が認める信用機関の有価証券。現金預金は省の指示に従う。預金高は5年の受取り額に等しいこと。預金が完了し、許可が下りれば、省は移住者に承認日額の引出しを許可する。信託あるいは公債のいずれかを選ぶ場合、予め省の承認を受けなければならないが、その収入は上記最低額を下回ることはできない。

b) 外務機関の官吏が発行した証明書は申請者が上記最低月額を永続的に受領することを証明するもの。同官吏は提出された書類の謄本とこの証明書を省へ送付するが、これに先立って、十分な調査を行ない、収入の確実性を裏付ける資料と証拠の提出を要求しなければならない。

Ⅳ 金利生活者は報酬活動や営利活動に従事しないという条件で許可されるが、国家にとって有益であると省が判断すれば、教授、科学者、科学・技術研究者としての役務提供を許可することができる。

Ⅴ 安定的な収入が現金預金から保証されなければ、書類の更新で十分な収入源の存在が証明されなければならない。当資格の取り消しを省は信用機関へ通知し、預金を返却する。

第115条 投資家。法律48条のⅡにいう移住者は下記の規則に従う。

Ⅰ 当許可は関係法律に基づいて工業へ投資する外国人に対してのみ発給される。必要なときは商工省へ意見を求めることができる。

Ⅱ 連邦区または隣接の工業地区での最低投資額は100万ペソ、他の地区では30万ペソとする。申請時に投資の対象となる工業と建設場所を示す。

Ⅲ 省の指示により国立投資銀行が発行した2万ペソの投資実行保証金証書を申請書に添付して提出すること。この保証金は、許可の中で決められた期限に投資を実行した事実が証明されなければ、国庫の所有に帰す。投資実行が省の納得するよう期限内に証明されれば、同保証金は返却される。証明期限は許可後1年とするが、省は投資の性質によっては1年以上を認める。

Ⅳ 省が必要と判断すれば、公認公計士に提出された資料の調査を依頼することができる。費用と報酬は投資家が負担する。

Ⅴ 投資促進地区への投資に対し、省は上記規定額を下回る金額の投資を許可しうる。ただし、当減額は50%までとする。

Ⅵ 投資家が投資による権利を譲渡するとき、同行為より15日以内に省へ通知すること。省は出国までの期間を指示し、当事者はこれに従って移住書

類を引き渡して出国する。同期間は2カ月を越えることはない。

会社への投資が認められれば、当該契約書の中に通知の義務が規定されること。もしこの規定がないときは、外国人及び会社を本法に定める罰金に処す。

第116条 教授。法律48条のⅢに該当する移住者は下記の規則に従う。

- I 主務機関に対し専門資格を登録し、当該証明書を取得したとき、並びに特別な事情が生じたときにのみ当資格が外国人へ与えられる。省は、必要と判断すれば、教授協会へ意見を求める。
- II 科学または技術分野の優れた外国人教授または研究者に対し、あるいは国内に人材が不足のとき、文部省の賛成があれば、省の判断により、当許可が与えられる。いずれの場合も、官立機関あるいは私立機関により入国が申請される必要がある。
- III 書類の更新には、省が納得するように、入国許可の条件が存続している事実を証明しなければならない。

第117条 信託の任務。法律48条のⅣに該当する移住者は下記の原則に従う。

- I 入国申請は本邦内で設立され、申請時2カ年を経過した企業または機関により提出されなければならない。ただし、新設企業あるいは必要な企業はその限りでない。
- II 同企業または機関は、省が例外として認める場合を除いて、115条のIIにいう最低資本を有し、正式に設立された事を証明すること。
- III 外国人が果す任務は、省の判断により、指導的あるいは絶対的な信頼を必要とするものであること。
- IV 入国申請書は正式な会社の代表者により署名され、これに従業員名簿一部を添付して提示する。同名簿には氏名、国籍、職責と賃金が記載されること。従業員が100名以上の企業は同名簿を提出する必要はないが、外国人とメキンコ人の数、提供する役務、信託の職に就く者の氏名、国籍及び賃金の報告書を添付しなければならない。省は必要と判断すれば、最も新しい貸借対照表の謄本を要求することができる。

- V 入国を申請する企業または機関は、入国条件を変える、またはそれに反する事情を、発生の日より15日以内に省へ報告する義務がある。
- VI 外国人を雇用する企業、機関または個人は、同人の国外退去の場合、その費用を負担する。省が命令すれば、直ちに必要な代金を提供すること。
- VII 更新の際、同申請書には、同一企業、機関または個人の役務継続提供証明書が添付されること。

第118条 科学者。法律48条のVにいう移住者については、省が納得するように、国の科学 技術発展に貢献できるだけの十分な能力を備えていることが証明されなければならない。

当移住種別には次条のⅢ、Ⅳ、ⅤとⅥの規則が適用される。

第119条 技術者。法律48条のⅥに該当する移住者は下記の原則に従う。

- I 外国人の雇用を目的とした入国申請は、企業または機関の所有者または代表者によって提出されること。
- II 同申請者は、省が納得するように、技術者または熟練者の永続的役務利用の必要性を証明し、他の技術者の氏名、住所と国籍を記載した名簿を添付しなければならない。省は決定に必要な情報提供を要求することができる。
- III 技術者または熟練者は自分の特殊技能を、少なくとも3名のメキシコ人へ教える義務がある。
- IV 外国人の就業より60日以内に、申請者はⅢにいう教育を受けるメキシコ人の氏名、住所、及びその必要期間を省へ通知すること。
- V 労働の内容から必要でないとき、あるいは法律が定めてないとき、技術者や熟練者の専門資格の保持は要求されないが、省が必要と判断すれば、能力、知識、あるいは特殊技術を証明する。
- VI 更新の際、入国を申請した企業への役務提供の継続とメキシコ人教育の実践の証明書、並びに同教育の形式と進展に関する報告書が提出されること。

第120条 家 族。法律48条のⅦに該当する移住者の入国は下記の条件に従う。

- I 経済的保護者が申請し、同時に自分の移住者または移民の資格、あるいはメキシコ国籍を証明すること。
- II 法律が要求する家族上の関係、配偶者の場合は2人が住む場所。
- III 申請者の子供及び兄弟が未成年者であれば、当資格で入国できる。ただし、労働を行う上で障害のある者、または安定した形で通学中の者を除く。
- IV 申請者は自分の経済力を証明する。同賃力は、省の判断により、家族を扶養する上で充分でなければならない。
- V 家族移住者は経済、報酬、営利活動を行なわない。保護者の死亡、不可抗力、しかるべく証明される突発事態により、生活が困窮すれば、省は、自分または家族の扶養のため経済活動に従事することを許可する。省は当許可に係る条件を定める。
- VI 更新申請では、家族を扶養できる十分な賃力のあることが証明されなければならない。この場合、婚姻関係存続の証明書が提出されること。

第121条 法律39条にいう移住資格の取得には下記の規則が適用される。

- I 申請の際、メキシコ人との婚姻あるいは本邦で出生した子供の父である事実を、戸籍台帳の写し、または同行為や事実を十分に裏付ける書類により証明する。第二の場合は、さらに未婚または既婚を示すこと。
- II 外国人が家族の唯一の収入発生者であれば、本邦で家族を扶養する上に充分であると省が判断する自己の賃力または労働手段を持っていることを証明する。
- III メキシコ人と結婚している外国人は、申請書に外国人登録所へ登録すべき人婦の住所を記入する。この住所に変更があれば、30日以内に登録所へ通知すること。
- IV 移住書類の延長または更新を申請する本条にいう外国人は、入国許可で同人に示した条件の存続と他の該当条件の遵守を証明しなければならない。

第122条 外国人は省が許可する活動にしか従事できない。外国人へ仕事を提供するとき、当事者は移住資格上問題のないことを確めなければならない。資格で認めてなければ役務契約は行なわない。

第123条 法律74条にいう正式証明は移住書類によりなされること。外国人へ職を与える者は書類が有効である事及びその仕事に従事する許可が省によって認められている事を確認しなければならない。疑問があれば、入国管理当局へ相談すること。労働の許可は、移民資格者を除いて、外国人の移住書類に明示されていなければならない。

第124条 移住者が移民資格を取得する上に必要とする要件。

- I 4回目の更新期限が切れる日より6カ月以内に申請する。申請がなければ、移住書類は取り消され、出国までの期間が指定される。
- II 申請書には書類の番号と住所を記入し、移住書類、警察証明書を添付する。また、従事している仕事、あるいは移住資格が許可されたものと同一であること、及び従事しようとする活動を明らかにすること。
- III 省は法律37と53条にいう申請者の前歴と行状について調査を行なう。
- IV 未成年者の移民資格申請書は、父権行使者または後見人、もしなければ同居者または扶養者が作成すること。
- V 移民資格申請は、当事者が国外に居ても、不在が法律56条と本細則125条にいう日数内であれば、本条のIに示す期限へ提出することができる。ただし、認定は本人の帰国がなければ行なわれない。このため、帰着後15日以内に出頭し、不在中に行なわれた申請を追認しなければならない。

第125条 移民資格取得申請の処理基準

- I 移住者が国内に5年滞在し(法律53条)、その間の不在が18カ月を越えない事実が考慮される。過去に取り消された移住身分あるいは移住資格以外で国内に滞在した期間は、移民認定上考慮されない。
- II 中央管理局は申請者の前歴、決められた条件の遵守、国内滞在と入国の正当性を調べ、さらに法律47条にいう滞在期間を計算する。
- III 移民資格の認定は移住書類に省が記入する。
- IV 同事実が外国人登録所へ登録される。
- V 移民資格を取得した外国人は、積立てた保証金があれば、それを取り消す権利を有する。

- VI 移民認定は個人に対してなされ、その効果は当人にのみ及ぶ。
- VII 移民資格の認定に当り、新たに従事できる活動が決められ、金利生活者の場合は、供託金または信託の解約が命ぜられる。

第126条 移民は次の条件に従う。

- I 活動は、省が当資格を付与する文書と移住書類、あるいは一般的な合意により随時決定される。
- II メキシコの法律に基づいて設立された企業の株式または会社出資金の予約、取得、あるいは投資は外国人登録所へ、30日以内に通知する。
- III 出入国は自由。ただし、連続して2年国外に滞在すれば、当資格を失う。
- IV また国外滞在が10年間に5年を越えるときも同様である。この10年は資格認定の日より起算される。

第K章 行為と契約

第127条 法律60にいう不動産、それに基づく実権、同財の販売や賃貸に従事する会社の株式または会社出資金の取得認可は下記の規則に従う。

- I いかなる場合も法律42条のI、II、VIIIとKに該当する非移住者には認められない。
- II 同条のIII、IV、V、VIとVIIの非移住者には、省の判断によってのみ特別に許可される。
- III 移住者の居住家屋取得は認められる。また、移住条件に反するものでなければ、他の不動産、実権、株式、会社出資金の取得も同様に許可される。
- IV 126条のIに従って移民には取得許可が与えられる。
- V 意志とは無関係に、本条にいう不動産、株式、会社出資金の実権または所有権が外国人に生じるとき、その取得が本細則によって限定され且つ他の法律で禁じられてなければ、省は一般的利害に基づいて適当と考える様式を設け、取得許可を与えることができる。
- VI 代行または代理としての公証人及び取引所仲買人は、外国人が関与する

場合、同人に許可が与えられてなければ、本条にいう不動産、それに基づく実権、会社の株式、出資金の取得に関する契約を行なわない。

Ⅶ 本条にいう不動産とは、民法70条の連邦区に対しては共通事項の中で、全国に対しては連邦事項の中で定められており、実権、所有者、所有、共有権、共有、用益権、不動産所有部分に比例した権利、差押え、不動産税の対象となるものである。

不動産の販売、賃貸に従事する会社の株式や会社出資金については、本件を定める法律の規則に従う。

Ⅷ 外国人は省の許可がなくても本人所有の不動産を自由に管理することができる。

第128条 領事、外交使節団の事務、技術要員並びに同家族は、任務以外で実行する行為については、法律66条にいう許可を申請しなければならない。

第129条 法律67、66及び他の関連条項の規定のため、次の規則が遵守されること。

I 法律67条と68条にいう官吏及び当局者、並びに正式証明書を持つ場合、公認会計士と取引所仲買人は、外国人が関与する行為と契約の実行を、15日以内に同人の正式滞在を証明する書類を含めて省へ報告する。ただし、外国人の移住上の身分に不正規なものがあれば、認可を止めて、直に省へ通知する。

II 公証人は、自らの責任で遺言、委任、証明の事態で、その緊急性を判断し、いずれの場合も、当件を報告する。

III 省は、必要と判断すれば、本条にいう当局者と官吏に法律と本細則で定める同人の義務履行の形式を指示することができる。

第130条 法律68と69条のため、戸籍所の裁判官と係官、並びにすべての司法、行政当局者は、出頭する外国人の正式滞在を調べ、規則により要求される許可書と証明書を要求し、行為の実行を認める移住条件と資格を確かめ、本法に定める期間に、実行された行為を省へ報告しなければならない。

第131条 法律66条にいういずれかの行為が代理人を介して処理されるとき、

メキシコ合衆国政治憲法27条のIにいう表明が外務省に対して行なわれた事実、及び外国人が本邦に滞在するとき、同人の移住資格と種別が、127条の規則に基づいて行為の実行を許可している事実が証明されること。

省が入国上問題があると判断すれば、外国に住む外国人は法律66条にいう許可を得ることはできない。

第132条 本法66条と69条及びそれぞれについて定める本細則の規定に反して実行される行為は、完全に無効となる。無効判定は、省の告発で、連邦検察庁が訴願し、連邦裁判所により行なわれる。

第133条 法律69条及び国籍帰化法35条にいう離婚または結婚の無効を司法あるいは行政当局に対して手続きするための証明は次の原則に従う。

- I 下記の基準に従って、文書で入国管理当局へ証明を申請すること。
 - a) 外国人配偶者 — 必要な離婚または結婚無効訴訟で原告であるとき。
 - b) 夫婦 — 2人が外国人で自発的な訴訟または行政離婚の場合。
- II 本邦内に婚姻の住所があり、次の移住資格と種別を有する外国人にのみ発行される。
 - 1 非移住者： a) 滞在者 b) 政治亡命者 c) 学生 d) 著名人滞在者
 - 2 移住者
 - 3 移民
- III 申請者は移住書類と必要な印紙を添付すること。
- IV 証明書は発行の日から90日間有効である。

第X章 出国移住

第134条 法律3条のVIIIに従って、省は次の措置を講じる。

- I 雇用の機会のある、または特異な研究ができる場所、地域についての情報を潜在出国移住者へ知らせるため、事務所を設立組織する。このため、省は適当と考える機関を通じて新しい情報を常に保持する。
- II 公共、民間の団体、機関が、出国移住が求める傾向にある活動を開発す

る際に、同組織へメキシコ人を受け入れる協力協定を結ぶよう奨励し、且つ国内に引き止めるために、あらゆる種類の刺激策と支援を促進する。

Ⅲ 出国移住を規制することは国家的関心事である。

- a) 労働者、熟練労働者、技術者が必要とする雇用源の存在またはその促進の事実を省が承知するとき。規制は需要が必要とする限度までとする。
- b) 国家人口委員会が規制を提議するとき。
- c) 国家が危機または交戦状態にあるとき、あるいは個人的保証が得られないとき。

Ⅳ 密出国の回避は国家的関心事であり、このため、省は国境地区と沿岸に必要な監視所を配置する。連邦及び地方当局は必要な協力を提供する義務がある。省はこの目的に用いられる車両を拘置する権限を有し、場合によっては主務官憲へ引渡す。

第135条 メキシコ人労働者の集団出国は次の規則に従う。

- I メキシコ人労働者の移住を伴う集団契約事務所は、予め省の営業許可を取得した上で国内でのみ設立することができる。
- II 各労働者は省の出国身分証明カードを取得すること。同カードは主務当局の許可、45条の3と4節にいう条件の充足、住民登録所の登録があれば発給される。
- III メキシコ人労働者の出国は省の係官立会いの下で行なわれること。

第136条 メキシコ人あるいは外国人未成年者の出国は下記に従う。

- I 父権行使者または後見人の同行、あるいは同人または主務当局の出国許可が必要である。外国人未成年者が一人で入国する際、当条件は必要でない。
- II 外国で進学する18才の未成年者は、確かな書類による父権行使者の許可があれば、同伴なしで出国できる。
- III 両親または家族と合流するために外国へ出かける未成年者は、管理当局が納得する許可書を提示する。

第137条 外国船の乗務員として出国するメキシコ人は、労働当局立会いの下

で縮結され、且つ船籍国の領事が査証した労働契約書を所持していること。
メキシコ当局は同国船員の契約終了後の帰国を監視し、さもなければ契約船
会社の代理店に未帰還の理由説明を求める。外国の港で同人が下船したので
あれば、船長は離船国での入国を証明するメキシコ外務機関の官吏が発行し
た証明書を提出しなければならない。

いずれにせよ、船会社、あるいは代理店は帰国旅費を負担する。

本条の規則は28条の規則及び連邦労働法、題ⅥのⅢ章とは別に適用される。

第138条 メキシコ人労働者の個人出国では、労働当局及び役務を提供する国
の領事が承認した期間と明示した契約書の有無、並びに充分な貨金の保証が
証明されること。

第139条 内務省は、外務省の支援を得て、書類のない者も含めた出国労働者
達が、彼等の文化的伝統と家族合同の可能性を充分維持できるだけの人間的、
社会的権利に見合った待遇を外国で受けるよう配慮する。

第140条 一般的なメキシコ人の出国は下記に従う。

- I 出国の際、相手国の法律が定める入国条件をすべて履行できることを証
明すること。
- II 書類に記入し、且つ他の規定条件を充すこと。
- III 訴訟中あるいは裁判所によって禁足判決を受けていないこと。
- IV 場合によっては、兵役手帳あるいは軍当局の許可書を提示すること。

第141条 移住者として出国するメキシコ人は住民身分証明登録所、出国移住
課で登録すること。外国人であれば、入国管理事務所は法律78条にいう資料
と証明を要求し、外国人登録所へ報告する。省も出国移住者の統計を行なう。

第Ⅵ章 外国人登録所

第142条 法律63条にいう外国人は、入国より30日以内に中央管理局の外国
人登録所に登録すること。

第143条 申請の際、当事者は移住書類、写真及び省が決める他の書類と資料

を提出しなければならない。

第144条 登録所は外国人に渡した移住書式と質問状を受け取る。書類を審査した後、申請番号と受領日を記した証明書を発行する。この証明書は手続きの実行を証明するもので、正式な移住書式を受け取る際に必要となる。当事者が連邦区外に住んでいれば、申請は入国管理事務所を通じて、事務所がなければ市役所へ提出される。登録申請が提出された外部の事務所は移住書式と質問状を受け取り、質問状の記入を確かめ、係官は自分の署名と事務所の印を押して行為の実行を証明する。この書類は外国人登録所へ送付し、申請者には同写しが渡される。写しは手続中であることの証拠となる。

登録所が書類の正確さを認めれば、登録が行なわれ、移住書類へ必要事項が記入される。

移住書式は登録を証明するもので、申請を受付けた事務所へ書留めで返送される。申請者へは同写しが送付され、当局へこれを提示して書類を受け取る。緊急の場合は当事者が直接登録所で受け取ることができる。

第145条 登録所は機能上の効果と業務面の需要を考慮して、内務省が作成する一般内規に従って技術的に組織される。

第146条 登録所または代理機関へ出頭した外国人が規則に違反していることが判明すれば、同人の移住書類を住民総局へ送り解決を依頼する。書類不所持は直に何局へ報せる。

第147条 登録簿への記載は右端に順番を打って行ない、月毎に区分するため、各月の最後の記録の後に翌月を書込む。ただし、番号は区切らない。

第148条 市役所と入国管理事務所は記入台帳を備えることが義務づけられている。同台帳には次の事項を記入する：氏名、年齢、国籍、移住資格、職業、婚姻上の身分、住所、場合によっては管轄区内に居住する外国人の結婚住所、移住書式の番号、住所の変更、死亡、不在または定住出国による登録取消し、可能であれば新しい住所。

外国人は地方登録所に登録する義務がある。本条にいう機関は毎月外国人登録所へ月間の移動報告書を送る。

第149条 登録された外国人は、結婚を含む住所、国籍、婚姻上の身分、従事する活動の変更を30日以内に登録所へ報告しなければならない。

同変更通知は登録所へ直接、移住書式を添付した書状で提出されること。新しい住所が連邦区外に在り、そこに入国管理事務所があれば、同事務所を通じて提出できる。

外国人の婚姻上の身分に変更があれば、戸籍所の裁判官あるいは係官が同記録の証明済み写し、場合によっては裁判所判決の同写しを送付する。死亡の場合、同人の移住書類を添付した同記録の証明済み写しを送付する。

国籍に変更があれば、それを証明する書類または証明済み写しを申請書に添付すること。

第XII章 罰 則

第150条 法律で定める罰則を課す権限は大臣、次官または高官に付与されている。法律93, 94, 95, 96, 104, 105, 108, 115 及び120条にいう行政処分には同官吏のいずれかの同意が必要である。

第151条 上記以外の罰則を課す権限。

- I 法律に定める及び同21条の規則に基づく罰金制裁の場合、法律で定める事項に係る業務を管理または命令する局長、次官、部長及び課長。
- II 法律48条及び本細則102条のVIに違反により外国人の移住書類を取り消す場合、住民局長及び移住部長。
- III 法律46, 47, 56 と58条、及び本細則123条の場合、住民局長及び人口部長。
- IV 規定外の移住事項に係る法律と本細則の違反の場合、住民局長。
- V 中央管理局が通達する指示に基づいて、大臣、次官あるいは高官の同意により、入国管理事務所の所長はIにいう罰金を課すことができる。違反の重大さによって、所長による処罰ができなければ、事実を詳述した記録書を中央管理局へ送る。

VI 罰則を課す権限のない他の移住当局は判明した違反については、その記録書を作成し、その原本を中央管理局へ送付しなければならない。

第152条 違反が犯罪を構成するとき、管理当局は事実、書類及び証拠を明記した記録書を作成し、同原本を付属書類を添付して共和国法務長官あるいは連邦検察庁の代理人へ、同時に写しを省の住民総局と法務総局へそれぞれ送付する。

第153条 行政処分が拘留制裁であれば、拘留者は主務官憲へ引渡され、管轄地区の市刑務所へ収監される。

第154条 省が同意する国外退去命令の実行では、隔離あるいは移住施設への収容といった手段が適宜講じられる。

連邦、地方機関及び輸送会社は省が命じる退去命令を実行する管理当局へあらゆる種類の便宜を提供する。

第155条 法律121条にいう官吏が課す懲罰は通告より15日以内に当事者側の抗告があれば、審査されることができる。この場合、省の官吏は、必要と判断すれば、法務総局へ意見を求める。罰金に係る抗告のみが、予め国庫利益が保証された場合、処分を中断する。

第156条 入国管理事務所の所長は監視と検査上の不手際、法律、本細則及び省が命じる規則と決議に反する業務上の怠慢に責任を有する。同事務所職員の個人的責任はこれとは別に問われる。

移住問題についての職員の不手際、怠慢、不法行為は、それによって生じる刑罰とは別に、法律93条に従って、あるいは別の適用規則により制裁を受ける。

暫 定 規 則

第1条 本細則は連邦官報で公表された日より7日後に施行される。

第2条 1962年4月27日の住民一般法の細則を廃止する。

1976年11月12日、連邦区メキノコ市、大統領官邸において、

メキシコ合衆国大統領 Luis Echeverria Alvarez (署名)
内務大臣 Mario Moya Palencia (署名)
外務大臣 Alfonso Garcia Robles (署名)
国防大臣 Hermenegildo Cuenca Diaz (署名)
海軍大臣 Luis M Bravo Carrera (署名)
大蔵大臣 Mario Ramón Beteta (署名)
国家資産大臣 Francisco Javier Alejo (署名)
商工大臣 José Campillo Sáinz (署名)
農牧大臣 Oscar Brauer Herrera (署名)
通信運輸大臣 Eugenio Méndez Docurro (署名)
公共事業大臣 Luis Enrique Bracamontes (署名)
水資源大臣 Luis Robles Linares (署名)
文部大臣 Victor Bravo Ahuja (署名)
厚生大臣 Ginés Navarro Diaz de León (署名)
大統領府大臣 Ignacio Ovalle Fernández (署名)
農地改革大臣 Félix Barra García (署名)
観光大臣 Julio Hirschfeld Almada (署名)
連邦区部長 Octavio Senties Gómez (署名)

APENDICE NUMERO 14

LEY GENERAL DE POBLACION

(Publicada en "Diario Oficial" de
27 de enero de 1974.)

Presidencia de la República.

LUIS ECHEVERRIA ALVAREZ, Presidente Constitucional de los Estados Unidos Mexicanos, a sus habitantes, sabed:

Que el H. Congreso de la Unión se ha servido dirigirme el siguiente

DECRETO:

"El Congreso de los Estados Unidos Mexicanos, decreta:

LEY GENERAL DE POBLACION

CAPITULO I

Objeto y Atribuciones

ART. 1o.—Las disposiciones de esta Ley son de orden público y de observancia general en la República. Su objeto es regular los fenómenos que afectan a la población en cuanto a su volumen, estructura, dinámica y distribución en el territorio nacional, con el fin de lograr que participe justa y equitativamente de los beneficios del desarrollo económico y social.

Reimpresa 3a. vez por reformas en "Diario Oficial" de 31 de diciembre de 1974.—(Remesa número 1 de 1975.)

ART. 2o.—El Ejecutivo Federal, por conducto de la Secretaría de Gobernación, dictará, promoverá y coordinará en su caso, las medidas adecuadas para resolver los problemas demográficos nacionales.

ART. 3o.—Para los fines de esta Ley, la Secretaría de Gobernación dictará y ejecutará o en su caso promoverá ante las dependencias competentes o entidades correspondientes, las medidas necesarias para:

I.—Adecuar los programas de desarrollo económico y social a las necesidades que planteen el volumen, estructura, dinámica y distribución de la población;

II.—Realizar programas de planeación familiar a través de los servicios educativos y de salud pública de que disponga el sector público, y vigilar que dichos programas y los que realicen organismos privados, se lleven a cabo con absoluto respeto a los derechos fundamentales del hombre y preserven la dignidad de las familias, con el objeto de regular racionalmente y estabilizar el crecimiento de la población, así como lograr el mejor aprovechamiento de los recursos humanos y naturales del país;

III.—Disminuir la mortalidad;

IV.—Influir en la dinámica de la población a través de los sistemas educativos, de salud pública, de capacitación profesional y técnica, y de protección a la infancia, y obtener la participación de la colectividad en la solución de los problemas que la afectan;

N. del E.—Las fracciones V a XIII fueron reformadas y creada o adicionada la XIV, por el Artículo Primero del decreto de 23 de diciembre de 1974, publicado en "Diario Oficial" de 31 del mismo mes, en vigor sesenta días después, como sigue):

V.—Promover la plena integración de la mujer al proceso económico, educativo, social y cultural;

VI.—Promover la plena integración de los grupos marginados al desarrollo nacional;

VII.—Sujetar la inmigración de extranjeros a las modalidades que juzgue pertinentes, y procurar la mejor asimilación de éstos al medio nacional y su adecuada distribución en el territorio.

VIII.—Restringir la emigración de nacionales cuando el interés nacional así lo exija;

IX.—Procurar la planificación de los centros de población urbanos, para asegurar una eficaz prestación de los servicios públicos que se requieran;

X.—Estimular el establecimiento de fuertes núcleos de población nacional en los lugares fronterizos que se encuentren escasamente poblados;

XI.—Procurar la movilización de la población entre distintas regiones de la República con objeto de adecuar su distribución geográfica a las posibilidades de desarrollo regional, con base en programas especiales del asentamiento de dicha población;

XII.—Promover la creación de poblados, con la finalidad de agrupar a los núcleos que viven geográficamente aislados;

XIII.—Coordinar las actividades de las dependencias del sector público federal, estatal y municipal, así como las de los organismos privados para el auxilio de la población en las áreas en que se prevea u ocurra algún desastre; y

XIV.—Las demás finalidades que esta Ley u otras disposiciones legales determinen.

ART. 4o.—Para los efectos del artículo anterior, corresponde a las dependencias del Poder Ejecutivo, y a las demás entidades del Sector Público, según las atribuciones que les confieran las leyes, la aplicación y ejecución de los procedimientos necesarios para la realización de cada uno de los fines de la política demográfica nacional; pero la definición de normas, las iniciativas de conjunto y la coordinación de programas de dichas dependencias en materia demográfica, competen exclusivamente a la Secretaría de Gobernación.

ART. 5o.—Se crea el Consejo Nacional de Población que tendrá a su cargo la planeación demográfica del país, con objeto de incluir a la población en los programas de desarrollo económico y social que se formulen dentro del sector gubernamental y vincular los objetivos de éstos con las necesidades que plantean los fenómenos demográficos.

ART. 6o.—(Reformado en su primer párrafo, por el Artículo Quinto del decreto de 30 de diciembre de 1974, publicado en "Diario Oficial" de 3 de enero de 1975, en vigor al día siguiente, como sigue):

Reimpresa 4a. vez por reformas en "Diario Oficial" de 3 de enero de 1975.—(Remesa número 2 de 1975.)

"ART. 60.—El Consejo Nacional de Población estará integrado por un representante de la Secretaría de Gobernación que será el titular del ramo y que fungirá como presidente del mismo, y un representante de cada una de las Secretarías de Educación Pública, Salubridad y Asistencia, Hacienda y Crédito Público, Relaciones Exteriores, Trabajo y Previsión Social, de la Presidencia y de la Reforma Agraria, que serán los titulares de los mismos o los Subsecretarios que ellos designen. Por cada representante propietario se designará un suplente que deberá tener el mismo nivel administrativo que aquéi, o el inmediato inferior."

Quando se trate de asuntos de la competencia de otras dependencias u organismos del sector público, el Presidente del Consejo podrá solicitar de sus titulares que acudan a la sesión o sesiones correspondientes o nombren un representante para desahogar aquéllos.

El Consejo podrá contar con el auxilio de consultorías técnicas e integrar las unidades interdisciplinarias de asesoramiento que estime pertinentes, con especialistas en problemas de desarrollo y demografía.

CAPITULO II

[Migración.]

ART. 70.—Por lo que se refiere a los asuntos de orden migratorio a la Secretaría de Gobernación corresponde:

- I.—Organizar y coordinar los distintos servicios migratorios;
- II.—Vigilar la entrada y salida de los nacionales y extranjeros y revisar la documentación de los mismos;
- III.—Aplicar esta Ley y su Reglamento; y
- IV.—Las demás facultades que le confieran esta Ley y su Reglamento así como otras disposiciones legales o reglamentarias.

ART. 80.—Los servicios de migración serán:

- I.—Interior;
- II.—Exterior.

ART. 90.—El servicio interior estará a cargo de las oficinas establecidas por la Secretaría de Gobernación en el país y el exterior por los Delegados de la Secretaría, por los miembros del Servicio Exterior Mexicano y las demás instituciones que determine la Secretaría de Gobernación con carácter de auxiliares.

ART. 10.—Es facultad exclusiva de la Secretaría de Gobernación fijar los lugares destinados al tránsito de personas y regular el mismo, por puertos marítimos, aéreos y fronteras, previa opinión de las Secretarías de Hacienda y Crédito Público, Comunicaciones y Transportes, Salubridad y Asistencia, Relaciones Exteriores, Agricultura y Ganadería y en su caso la de Marina; asimismo consultará a las demás dependencias y organismos que juzgue conveniente.

Las dependencias y organismos que se mencionan, están obligados a proporcionar los elementos necesarios para prestar los servicios que sean de sus respectivas competencias.

ART. 11.—El tránsito internacional de personas por puertos, aeropuertos y fronteras, solo podrá efectuarse por los lugares designados para ello y dentro del horario establecido, con la intervención de las autoridades migratorias.

ART. 12.—La Secretaría de Gobernación podrá cerrar temporalmente los puertos aéreos, marítimos y fronteras, al tránsito internacional, por causas de interés público.

ART. 13.—Los nacionales y extranjeros para entrar o salir del país, deberán llenar los requisitos exigidos por la presente Ley, sus reglamentos y otras disposiciones aplicables.

ART. 14.—La Secretaría de Gobernación vigilará en relación con el servicio migratorio, el cumplimiento de las disposiciones relativas a estadística nacional. Las personas a que se refieren los artículos 18 y 19 deberán proporcionar para este efecto, los datos necesarios al internarse al país.

ART. 15.—Los mexicanos para ingresar al país comprobarán su nacionalidad, satisfarán el examen médico cuando se estime necesario y proporcionarán los informes estadísticos que se les requieran. En caso de tener un mal contagioso, las autoridades de Migración expedirán los trámites cuando dichos nacionales deban ser internados para ser atendidos en el lugar que las autoridades sanitarias determinen.

Reimpresa 2a. vez por nueva Ley General de Población.—“Diario Oficial” de 7 de enero de 1974.—(Remesa número 1 de 1974.)

ART. 16.—El servicio de migración tiene prioridad, con excepción del de sanidad, para inspeccionar la entrada o salida de personas en cualquier forma que lo hagan, ya sea en transportes nacionales o extranjeros, marítimos, aéreos o terrestres, en las costas, puertos, fronteras y aeropuertos de la República.

ART. 17.—Todo lo relativo a la vigilancia e inspección de personas en tránsito por aire, tierra y mar, cuando tenga carácter internacional queda a cargo del servicio de migración, con excepción de las funciones de sanidad.

ART. 18.—Quedan exceptuados de la inspección de que trata el artículo 16, los representantes de gobiernos extranjeros que se internen en el país en comisión oficial con sus familias y empleados, así como las personas que conforme a las leyes, tratados o prácticas internacionales estén exentos de la jurisdicción territorial, siempre que exista reciprocidad.

ART. 19.—A los funcionarios de gobiernos extranjeros que en comisión oficial se internen en el país se les darán las facilidades necesarias, de acuerdo con la costumbre internacional y las reglas de reciprocidad.

ART. 20.—La Secretaría de Gobernación reglamentará de acuerdo con las particularidades de cada región, las visitas de extranjeros a poblaciones marítimas, fronterizas y aeropuertos con tránsito internacional. Lo mismo se observará respecto del tránsito diario entre las poblaciones fronterizas y las colindantes del extranjero, respetando en todo caso los tratados o convenios internacionales sobre la materia.

ART. 21.—Las empresas de transportes terrestres, marítimos o aéreos, tienen la obligación de cerciorarse por medio de sus funcionarios y empleados de que los extranjeros que transporten para internarse en el país se encuentren debidamente documentados.

ART. 22.—Ningún pasajero o tripulante de transporte marítimo podrá desembarcar antes de que las autoridades de Migración efectúen la inspección correspondiente.

ART. 23.—Los tripulantes extranjeros de transportes aéreos, terrestres o marítimos, solo podrán permanecer en territorio nacional

el tiempo autorizado. Los gastos que origine su expulsión o salida del país, serán cubiertos por los propietarios o representantes de dichos transportes, ya sean empresas, sociedades de cualquier índole o personas individuales.

ART. 24.—Los pilotos de aerotransportes, capitanes de buques y conductores de autotransportes, deberán presentar a las autoridades de Migración, en el momento de efectuar la inspección de entrada o salida, lista de los pasajeros y tripulantes, así como todos los datos necesarios para su identificación.

ART. 25.—No se autorizará el desembarco de extranjeros que no reúnan los requisitos fijados por esta Ley y su Reglamento, salvo lo dispuesto por el artículo 42 fracción IX, de esta Ley.

ART. 26.—Los extranjeros que encontrándose en tránsito desembarquen con autorización del servicio de Migración en algún puerto nacional y permanezcan en tierra sin autorización legal por causas ajenas a su voluntad después de la salida del buque o aeronave en que hacen la travesía, deberán presentarse inmediatamente a la oficina de Migración correspondiente. En este caso dicha oficina tomará las medidas conducentes a su inmediata salida.

ART. 27.—Los extranjeros cuya internación sea rechazada por el servicio de migración, por no poseer documentación migratoria o por no estar ésta en regla, así como los polizones, deberán salir del país por cuenta de la empresa de transportes que propició su internación sin perjuicio de las sanciones que les correspondan de acuerdo con esta Ley.

ART. 28.—Ningún transporte marítimo podrá salir de puertos nacionales antes de que se realice la inspección de salida por las autoridades de Migración y de haberse recibido de éstas la autorización para efectuar el viaje, salvo casos de fuerza mayor de acuerdo con las disposiciones de la Secretaría de Marina y de las autoridades competentes.

ART. 29.—El Reglamento respectivo determinará las normas a que quedará sujeta la vigilancia de tripulantes extranjeros en transportes marítimos de cualquier nacionalidad surtos en puertos nacionales; igualmente fijará los requisitos para permitir la visita o internación al país de los mismos tripulantes.

Reimpresa 2a. vez por nueva Ley General de Población.—"Diario Oficial" de 7 de enero de 1974.—(Remesa número 1 de 1974.)

ART. 30.—No se permitirá la visita a ningún transporte marítimo en tránsito internacional, sin la autorización previa de las autoridades de Migración y las Sanitarias.

ART. 31.—Las empresas de transportes responderán pecuniariamente de las violaciones que a la presente Ley y su Reglamento, cometan sus empleados, agentes o representantes, sin perjuicio de la responsabilidad directa en que incurran las personas mencionadas.

CAPITULO III

Immigración

ART. 32.—La Secretaría de Gobernación fijara, previos los estudios demográficos correspondientes, el número de extranjeros cuya internación podrá permitirse al país, ya sea por actividades o por zonas de residencia, y sujetara a las modalidades que juzgue pertinentes, la inmigración de extranjeros, según sean sus posibilidades de contribuir al progreso nacional.

ART. 33.—De conformidad con lo dispuesto por el artículo anterior, los permisos de internación se otorgarán preferentemente a los científicos y técnicos dedicados o que se hayan dedicado a la investigación o a la enseñanza en disciplinas no cubiertas o insuficientemente cubiertas por mexicanos, así como a los inversionistas a que se refiere el artículo 48, fracción II, de esta Ley. A los turistas se les proporcionarán facilidades para internarse en el país.

ART. 34.—La Secretaría de Gobernación podrá fijar a los extranjeros que se internen en el país las condiciones que estime convenientes respecto a las actividades que habrán de dedicarse y al lugar o lugares de su residencia. Cuidará asimismo de que los inmigrantes sean elementos útiles para el país y de que cuenten con los ingresos necesarios para su subsistencia y en su caso, la de las personas que estén bajo su dependencia económica.

ART. 35.—Los extranjeros que sufran persecuciones políticas serán admitidos provisionalmente por las autoridades de Migración con la obligación de permanecer en el puerto de entrada mientras la Secretaría de Gobernación resuelve cada caso.

ART. 36.—La Secretaría de Gobernación tomará medidas necesarias para ofrecer condiciones que faciliten el arraigo y asimilación en México de investigadores, científicos y técnicos extranjeros.

ART. 37.—La Secretaría de Gobernación podrá negar a los extranjeros la entrada al país o el cambio de calidad o característica migratoria por cualesquiera de los siguientes motivos, cuando:

I.—No exista reciprocidad internacional;

II.—Lo exija el equilibrio demográfico nacional;

III.—No lo permitan las cuotas a que se refiere el artículo 32 de esta Ley;

IV.—Se estime lesivo para los intereses económicos de los nacionales;

V.—Hayan observado mala conducta durante su estancia en el país o tengan malos antecedentes en el extranjero;

VI.—Hayan infringido esta Ley o su Reglamento;

VII.—No se encuentren física o mentalmente sanos a juicio de la autoridad sanitaria; o

VIII.—Lo prevean otras disposiciones legales.

ART. 38.—Es facultad de la Secretaría de Gobernación, suspender o prohibir la admisión de extranjeros, cuando así lo determine el interés nacional.

ART. 39.—Cuando los extranjeros contraigan matrimonio con mexicanos o tengan hijos nacidos en el país, la Secretaría de Gobernación podrá autorizar su internación o permanencia legal en el mismo.

Si llegare a disolverse el vínculo matrimonial o dejare de cumplirse con las obligaciones que impone la legislación civil en materia de alimentos, se perderá la calidad migratoria que la Secretaría haya otorgado y se le señalará al interesado un plazo para que abandone el país, excepto si ha adquirido la calidad de inmigrado.

Reimpresa 2a. vez por nueva Ley General de Población.—“Diario Oficial” de 7 de enero de 1974.—(Remesa número 1 de 1974.)

ART. 40.—Los mexicanos que por cualquier causa hayan perdido su nacionalidad, para entrar al país o para seguir residiendo en él, deberán cumplir con lo que la Ley establece para los extranjeros.

ART. 41.—Los extranjeros podrán internarse legalmente en el país de acuerdo con las siguientes calidades:

a).—No Inmigrante.

b).—Inmigrante.

ART. 42.—No Inmigrante es el extranjero que con permiso de la Secretaría de Gobernación se interna en el país temporalmente, dentro de alguna de las siguientes características:

I.—Turista.—Con fines de recreo o salud, para actividades artísticas, culturales o deportivas, no remuneradas ni lucrativas, con temporalidad máxima de seis meses improrrogables.

II.—Transmigrantes.—En tránsito hacia otro país y que podrá permanecer en territorio nacional hasta por treinta días.

III.—Visitantes.—Para dedicarse al ejercicio de alguna actividad lucrativa o no, siempre que sea lícita y honesta, con autorización para permanecer en el país hasta por seis meses, prorrogables por una sola vez por igual temporalidad, excepto si durante su estancia vive de sus depósitos traídos del extranjero, de las rentas que éstos produzcan o de cualquier ingreso proveniente del exterior, o para actividades científicas, técnicas, artísticas, deportivas o similares, en que podrán concederse dos prórrogas más.

IV.—Consejero.—Para asistir a asambleas o sesiones de consejo de administración de empresas o para prestarle asesoría y realizar temporalmente funciones propias de sus facultades. Esta autorización será hasta por seis meses improrrogables, con permiso de entradas y salidas múltiples, y la estancia dentro del país en cada ocasión sólo podrá ser hasta de treinta días improrrogables.

V.—Asilado político.—Para proteger su libertad o su vida de persecuciones políticas en su país de origen, autorizado por el tiempo que la Secretaría de Gobernación juzgue conveniente, atendiendo a las circunstancias que en cada caso concurran. Si el asilado político viola las leyes nacionales, sin perjuicio de las sanciones que por ello le sean aplicables, perderá su característica migratoria, y la misma Secretaría le podrá otorgar la calidad que juzgue conveniente para continuar su legal estancia en el país. Asimismo, si el asilado político se ausenta del país, perderá todo derecho a regresar en esta calidad migratoria, salvo que haya salido con permiso de la propia Dependencia.

VI.—Estudiante.—Para iniciar, completar o perfeccionar estudios en planteles educativos o instituciones oficiales o particulares incorporados o con autorización oficial, con prórrogas anuales y con autorización para permanecer en el país sólo el tiempo que duren sus estudios y el que sea necesario para obtener la documentación final escolar respectiva, pudiendo ausentarse del país, cada año, hasta por 120 días en total.

VII.—Visitante distinguido.—En casos especiales, de manera excepcional, podrán otorgarse permisos de cortesía para internarse y residir en el país, hasta por seis meses, a investigadores, científicos o humanistas de prestigio internacional, periodistas o a otras personas prominentes. La Secretaría de Gobernación podrá renovar esos permisos cuando lo estime pertinente.

VIII.—Visitantes locales.—Las autoridades de Migración podrán autorizar a los extranjeros a que visiten puertos marítimos o ciudades fronterizas sin que su permanencia exceda de tres días.

IX.—Visitante provisional.—La Secretaría de Gobernación podrá autorizar como excepción hasta por 30 días, el desembarco provisional de extranjeros que lleguen a puertos de mar o aeropuertos con servicio internacional, cuya documentación carezca de algún requisito secundario. En estos casos deberán constituir depósito o fianza que garantice su regreso al país de procedencia, de su nacionalidad o de su origen, si no cumplen el requisito en el plazo concedido.

ART. 43.—La admisión al país de un extranjero lo obliga a cumplir estrictamente con las condiciones que se le fijan en el permiso de internación y las disposiciones que establecen las leyes respectivas.

ART. 44.—~~Inmigrante~~ es el extranjero que se interna legalmente en el país con el propósito de radicarse en él, en tanto adquiera la calidad de ~~inmigrante~~.

ART. 45.—Los inmigrantes se aceptarán hasta por cinco años y tienen obligación de comprobar a satisfacción de la Secretaría de Gobernación; que están cumpliendo con las condiciones que les fueron señaladas al autorizar su internación y con las demás disposiciones migratorias aplicables a fin de que sea refrendada anualmente, si procede, su documentación migratoria.

Reimpresión para corregir error tipográfico.—(Remesa número 6 de 1977).

ART. 46.—En caso de que durante la temporalidad concedida dejare de satisfacerse la condición a que está supeeditada la estancia en el país de un Inmigrante, éste deberá comunicarlo a la Secretaría de Gobernación dentro de los quince días siguientes, a fin de que se proceda a la cancelación de su documentación migratoria y se le señale plazo para abandonar el país o se le conceda término para la regularización, a juicio de la propia Secretaría.

ART. 47.—El Inmigrante que permanezca fuera del país dieciocho meses en forma continua, o con intermitencias, perderá tal calidad, en la inteligencia de que durante los dos primeros años de su internación no podrá ausentarse de la República por más de noventa días cada año salvo lo que determine en casos excepcionales la Secretaría de Gobernación.

La propia Secretaría podrá autorizar la salida del país por la temporalidad y veces que juzgue convenientes, sin la aplicación de lo dispuesto en este artículo y el 56, a los inmigrantes que hayan solicitado su calidad de Inmigrado, mientras ésta no se resuelva.

ART. 48.—~~Las Características de Inmigrante son:~~

I.—Rentista.—Para vivir de sus recursos traídos del extranjero; de los intereses que le produzca la inversión de su capital en certificados, títulos y bonos del Estado o de las instituciones nacionales de crédito u otras que determine la Secretaría de Gobernación o de cualquier ingreso permanente que proceda del exterior. La Secretaría de Gobernación podrá autorizar a los rentistas para que presten servicios como profesores, científicos, investigadores científicos o técnicos, cuando estime que dichas actividades resulten benéficas para el país.

II.—Inversionistas.—Para invertir su capital en la industria, de conformidad con las leyes nacionales, y siempre que la inversión contribuya al desarrollo económico y social del país.

III.—Profesional.—Para ejercer una profesión sólo en casos excepcionales y previo registro del título ante la Secretaría de Educación Pública.

IV.—Cargos de confianza.—Para asumir cargos de dirección u otros de absoluta confianza en empresas o instituciones establecidas en la República, siempre que a juicio de la Secretaría de Gobernación no haya duplicidad de cargos y que el servicio de que se trate amerite la internación.

V.—Científico.—Para dirigir o realizar investigaciones científicas, para difundir sus conocimientos científicos, preparar investigadores

o realizar trabajos docentes, cuando estas actividades sean realizadas en interes del desarrollo nacional a juicio de la Secretaria de Gobernación, tomando en consideración la información general que al respecto le proporcionen las instituciones que estime conveniente consultar.

VI.—Técnico.—Para realizar investigación aplicada dentro de la producción o desempeñar funciones técnicas o especializadas que no puedan ser prestadas, a juicio de la Secretaria de Gobernación, por residentes en el país.

VII.—Familiares.—Para vivir bajo la dependencia económica del conyuge o de un pariente consanguíneo, inmigrante, inmigrado o mexicano en línea recta sin limite de grado o transversal hasta el segundo

Los hijos y hermanos de los solicitantes sólo podran admitirse dentro de esta característica cuando sean menores de edad, salvo que tengan impedimento debidamente comprobado para trabajar o estén estudiando en forma estable.

ART. 49.—La internación y permanencia en el país de científicos o técnicos extranjeros, se condicionará a que cada uno de éstos instruya en su especialidad a un mínimo de tres mexicanos.

ART. 50.—Todos los extranjeros que realicen en México investigaciones o estudios técnicos o científicos, entregarán a la Secretaria de Gobernación un ejemplar de dichos trabajos, aun cuando éstos se terminen, perfeccionen o impriman en el extranjero.

ART. 51.—La Secretaria de Gobernación en condiciones excepcionales, podrá dictar medidas para otorgar máximas facilidades en la admisión temporal de extranjeros.

ART. 52.—~~Inmigrado~~ es el extranjero que adquiere derechos de residencia definitiva en el país.

ART. 53.—Los Inmigrantes con residencia legal en el país durante cinco años, podrán adquirir la calidad migratoria de Inmigrados, siempre que hayan observado las disposiciones de esta Ley y sus reglamentos y que sus actividades hayan sido honestas y positivas para la comunidad. En tanto no se resuelva la solicitud de la calidad de Inmigrado, a juicio de la Secretaria de Gobernación, el interesado seguirá conservando la de Inmigrante.

Reimpresa 2a. vez por nueva Ley General de Población.—“Diario Oficial” de 7 de enero de 1974.—(Remesa numero 1 de 1974.)

Al Inmigrante que vencida su temporalidad de cinco años no solicite en los plazos que señale el Reglamento su calidad de Inmigrado o no se le concede ésta, se le cancelará su documentación migratoria, debiendo salir del país en el plazo que le señale para el efecto la Secretaría de Gobernación. En estos casos el extranjero podrá solicitar nueva calidad migratoria de acuerdo con la Ley.

ART. 54.—Para obtener la calidad de Inmigrado se requiere declaración expresa de la Secretaría de Gobernación.

ART. 55.—El Inmigrado podrá dedicarse a cualquier actividad lícita, con las limitaciones que imponga la Secretaría de Gobernación, de acuerdo con el Reglamento y con las demás disposiciones aplicables.

ART. 56.—El Inmigrado podrá salir del país y entrar al mismo libremente; pero si permaneciere en el extranjero dos años consecutivos, perderá su calidad migratoria, lo mismo que si en un lapso de diez años estuviere ausente más de cinco. Los periodos de diez años se computarán a partir de la fecha de la declaratoria de Inmigrado, en la forma y términos que establezca el Reglamento.

ART. 57.—Los diplomáticos y agentes consulares extranjeros acreditados en el país, así como otros funcionarios que se encuentren en la República por razones de representación oficial de sus Gobiernos, no adquirirán derechos de residencia por mera razón de tiempo. Si al cesar su representación desean seguir radicando en la República deberán llenar los requisitos ordinarios, quedando facultada la Secretaría de Gobernación para dar a dichos extranjeros, por razones de reciprocidad, las facilidades que en los países extranjeros correspondientes se otorgan en esta materia a los que hubieren sido representantes mexicanos.

ART. 58.—Ningún extranjero podrá tener dos calidades o características migratorias simultáneamente.

ART. 59.—No se cambiará calidad ni característica migratoria en el caso comprendido en la fracción II, del artículo 42. En los demás, queda a juicio de la Secretaría de Gobernación hacerlo cuanto se llenen los requisitos que esta Ley fija para la nueva calidad o característica migratoria que se pretenda adquirir y previo pago de los impuestos que determinen las leyes fiscales.

ART. 60.—Para que un extranjero pueda ejercer otras actividades, además de aquellas que le hayan sido expresamente autorizadas, requiere permiso de la Secretaría de Gobernación.

ART. 61.—Quienes tengan a su servicio o bajo su dependencia económica a extranjeros, están obligados a informar a la Secretaría de Gobernación en un término de quince días, sobre cualquier circunstancia que altere o pueda modificar las condiciones migratorias a las que éstos se encuentren sujetos. Además, quedarán obligadas a sufragar los gastos que origine la expulsión del extranjero cuando la Secretaría de Gobernación lo ordene.

ART. 62.—Para internarse en la República los extranjeros deberán cumplir los requisitos siguientes:

I.—Presentar certificado oficial de buena salud física y mental, expedido por las autoridades del país de donde procedan, en los casos que fije la Secretaría de Gobernación;

II.—Aprobar el examen que efectúen las autoridades sanitarias;

III.—Proporcionar a las autoridades de Migración, bajo protesta de decir verdad, los informes que les sean solicitados;

IV.—Identificarse por medio de documentos idóneos y auténticos y, en su caso, acreditar su calidad migratoria;

V.—Presentar certificado oficial de sus antecedentes, expedido por la autoridad del lugar donde hayan residido habitualmente, en los casos que fije la Secretaría de Gobernación; y

VI.—Llenar los requisitos que se señalen en sus permisos de internación.

ART. 63.—Los extranjeros que se internen al país en calidad de Inmigrantes y los No Inmigrantes a que se refieren las fracciones III —por lo que respecta a técnicos y científicos—, V y VI del artículo 12 de esta Ley, están obligados a inscribirse en el Registro Nacional de Extranjeros dentro de los treinta días siguientes a la fecha de su internación.

Reimpresa 2a. vez por nueva Ley General de Población.—“Diario Oficial” de 7 de enero de 1974.—(Remesa número 1 de 1974.)

ART. 64.—Los extranjeros, en el momento de registrarse, comprobarán su legal internación y permanencia y las actividades a que se dediquen; y cumplirán los demás requisitos que señalen esta Ley y sus reglamentos.

ART. 65.—Los extranjeros registrados, están obligados a informar al Registro Nacional de Extranjeros, de sus cambios de calidad o característica migratoria, nacionalidad, estado civil, domicilio y actividades a que se dediquen, dentro de los treinta días posteriores al cambio.

ART. 66.—Los extranjeros, por sí o mediante apoderado, sólo podrán celebrar actos relativos a la adquisición de bienes inmuebles, derechos reales sobre los mismos, acciones o partes sociales de empresas dedicadas en cualquier forma al comercio o tenencia de dichos bienes, previo permiso de la Secretaría de Gobernación, sin perjuicio de las autorizaciones que deban recabar conforme a otras disposiciones legales.

ART. 67.—Las autoridades de la República, sean federales, locales o municipales, así como los notarios públicos, los que substituyan a éstos o hagan sus veces, los contadores públicos y corredores de comercio, están obligados a exigir a los extranjeros que tramiten ante ellos asuntos de su competencia, que previamente les comprueben su legal residencia en el país y que sus condiciones y calidad migratoria les permiten realizar el acto o contrato de que se trate, o en su defecto, el permiso especial de la Secretaría de Gobernación y asentar en el instrumento respectivo tal comprobación. Excepcionalmente, en caso de urgencia, no se exigirá la comprobación mencionada en el otorgamiento de poderes o testamentos. En todos los casos, darán aviso a la expresada Secretaría en un plazo no mayor de quince días, a partir del acto o contrato celebrado ante ellas.

ART. 68.—Los jueces u oficiales del Registro Civil no celebrarán ningún acto del estado civil en que intervenga algún extranjero, sin la comprobación previa, por parte de éste, de su legal estancia en el país. Tratándose de matrimonios de extranjeros con mexicanos, deberán exigir además la autorización de la Secretaría de Gobernación.

En todos los casos deberán asentarse las comprobaciones a que se refiere este artículo y darse aviso a la Secretaría de Gobernación del acto celebrado.

NOTA.—Queda suprimida la hoja 438-1.

CIRCULAR número 55 que da a conocer la debida interpretación que debe darse al artículo 70 de la Ley General de Población (Art. 68 de la nueva Ley) en lo relativo a las actas de nacimiento, defunción, matrimonio, divorcio y otros actos, en relación con las disposiciones del Código Civil.

(Publicada en el "Diario Oficial"
de 6 de junio de 1952.)

Secretaría de Gobernación.—Dirección General de Población.—Departamento de Migración.—Sec. Estudio de Promociones.—Subjeftatura.—Ex.: 4.350"52"1971.

Al C. Gobernador del Estado.... .

La Dirección General de Asuntos Jurídicos de esta Secretaría. se ha dirigido a este Departamento, dando a conocer el estudio que hizo sobre el alcance que tiene y la interpretación que debe darse al artículo 70 de la Ley General de Población, en relación con las disposiciones del Código Civil. Dicho estudio en su parte relativa, dice lo siguiente:

"A.—Actas de nacimiento, reconocimiento de hijos y defunción.—Deberán levantarse en los términos señalados por el Código Civil y cuando los extranjeros que intervengan no acrediten su estancia legal en el país, los Oficiales del Estado Civil tomarán nota de su nombre, ocupación y domicilio y darán aviso al Departamento de Migración de la Secretaría de Gobernación.

B.—Actas de adopción, tutela, emancipación, divorcio y otros actos o anotaciones que se hagan por mandato judicial.—Al hacer la inscripción, el Oficial del Estado Civil se cerciorará, si ante la autoridad judicial correspondiente los extranjeros comprobaron su legal estancia en el país, y en caso contrario, darán el mismo aviso a que se refiere el inciso A.

C.—Actas de matrimonio.—No se levantarán sin el permiso previo de la Secretaría de Gobernación y verificado el acto, se dará aviso al Departamento de Migración.

D.—Emancipación por efecto del matrimonio.—En estos casos el Oficial del Estado Civil se cerciorará de que el matrimonio se celebró

Reimpresa 2a. vez por nueva Ley General de Población.—"Diario Oficial" de 7 de enero de 1974.—(Remesa número 1 de 1974.)

con permiso de la Secretaría de Gobernación y, en caso contrario, con los datos correspondientes dará aviso al Departamento de Migración.

E.—Actas de divorcio.—En los casos de divorcio tramitados ante el Oficial del Estado Civil, no se llevará adelante el procedimiento hasta que el extranjero o extranjeros que intervengan comprueben su legal estancia en el país. En todo caso, se dará aviso a la Secretaría de Gobernación, tanto de la iniciación del procedimiento, como cuando el divorcio sea declarado”.

Lo que por acuerdo superior me permito transcribir a usted, con la atenta súplica de que tenga a bien ordenar que dichas resoluciones se hagan del conocimiento de los oficiales del Registro Civil en esa Entidad, para su debida observancia.

Atentamente.—Sufragio Efectivo. No Reelección.—México, D. F., 29 de enero de 1952.—El Jefe del Departamento, Arcadio Ojeda García.—(Rúbrica).

ART. 69.—Ninguna autoridad judicial o administrativa dará trámite al divorcio o nulidad de matrimonio de los extranjeros, si no se acompañan la certificación que expida la Secretaría de Gobernación de su legal residencia en el país y de que sus condiciones y calidad migratoria les permite realizar tal acto.

ART. 70.—En relación con las materias de que esta Ley se ocupa, los extranjeros pagarán los impuestos y derechos que determinen las disposiciones legales correspondientes.

ART. 71.—La Secretaría de Gobernación establecerá estaciones migratorias en los lugares de la República que estime conveniente para alojar en las mismas, como medidas de aseguramiento, si así lo estima pertinente, a los extranjeros cuya internación se haya autorizado en forma provisional, así como a aquellos que deben ser expulsados.

ART. 72.—Las autoridades judiciales del país están obligadas a poner en conocimiento de la Secretaría de Gobernación la filiación de los extranjeros que se encuentren sujetos a proceso, en el momento de abrirse éste, indicando además el delito de que sean presuntos responsables y la sentencia que se dicte.

Los jueces u oficiales del Registro Civil y los jueces en materia civil o de lo familiar, comunicarán a la Secretaría de Gobernación, los cambios del estado civil de los extranjeros dentro de los cinco días siguientes a la fecha en que quede firme el acto, sentencia o resolución de que se trate.

ART. 73.—Las autoridades que por ley tengan a su mando fuerzas públicas federales, locales o municipales, prestarán su colaboración a las autoridades de migración cuando éstas lo soliciten, para hacer cumplir las disposiciones de esta Ley.

ART. 74.—Nadie deberá dar ocupación a extranjeros que no comprueben previamente su legal estancia en el país y sin haber obtenido la autorización específica para prestar ese determinado servicio.

ART. 75.—Cuando una empresa, un extranjero o los representantes legales de éstos no cumplan con los requisitos que fije la Secretaría de Gobernación en el plazo que la misma determine en cualquier trámite migratorio, se les tendrá por desistidos de la gestión.

CAPITULO IV

Emigración

ART. 76.—Por lo que se refiere a emigración, a la Secretaría de Gobernación corresponde:

I.—Investigar las causas que den o puedan dar origen a la emigración de nacionales y dictar medidas para regularla; y

II.—Dictar medidas en colaboración con la Secretaría de Relaciones Exteriores, tendientes a la protección de los emigrantes mexicanos.

ART. 77.—Son emigrantes los mexicanos y los extranjeros que salgan del país con el propósito de residir en el extranjero.

ART. 78.—Las personas que pretendan emigrar del país, están obligadas a satisfacer, además de los requisitos generales de migración, los siguientes:

Reimpresa 2a. vez por nueva Ley General de Población.—“Diario Oficial” de 7 de enero de 1974.—(Remesa número 1 de 1974.)

I.—Identificarse y presentar a la autoridad de Migración correspondiente, las informaciones personales o para fines estadísticos;

II.—Ser mayores de edad, o si no lo son o están sujetos a interdicción, ir acompañados por las personas que ejerzan sobre ellos la patria potestad o la tutela en su caso, o acreditar el permiso concedido al efecto por dichas personas o por autoridad competente;

III.—La comprobación, si se trata de mexicanos, de que pueden cumplir todos los requisitos que para entrar al país a donde se dirijan exijan las leyes del mismo, según el carácter con que pretendan hacerlo;

IV.—Solicitar de la oficina respectiva la documentación correspondiente y presentarla a las autoridades migratorias del lugar por donde se pretenda salir y, no estar sujeto a proceso o ser prófugo de la justicia, ni estar arraigado por cualquier causa en virtud de resolución judicial, sin perjuicio de lo dispuesto por el artículo 109 de esta Ley;

V.—Los que establezcan otras disposiciones aplicables en la materia.

ART. 79.—Cuando se trate de trabajadores mexicanos, será necesario que comprueben ir contratados por temporalidades obligatorias para el patrono o contratista y con salarios suficientes para satisfacer sus necesidades.

El personal de Migración exigirá las condiciones de trabajo por escrito, aprobadas por la Junta de Conciliación y Arbitraje dentro de cuya jurisdicción se celebraron y visadas por el Cónsul del país donde deban prestarse los servicios.

ART. 80.—El traslado en forma colectiva de los trabajadores mexicanos, deberá ser vigilado por personal de la Secretaría de Gobernación, y efecto de hacer cumplir las leyes y reglamentos respectivos.

CAPITULO V

Repatriación

ART. 81.—Se consideran como repatriados los emigrantes nacionales que vuelvan al país después de residir por lo menos dos años en el extranjero.

ART. 82.—La Secretaría de Gobernación estimulará la repatriación de los mexicanos, promoverá su radicación en los lugares donde puedan ser útiles, de acuerdo con sus conocimientos y capacidad.

La misma categoría podrá ser otorgada por la Secretaría de Gobernación a los nacionales que por virtud de situaciones excepcionales, requieran el auxilio de las autoridades de dicha Dependencia, para ser reinternados al país.

ART. 83.—(Reformado por el Artículo Quinto del decreto de 30 de diciembre de 1974, publicado en "Diario Oficial" de 3 de enero de 1975, en vigor al día siguiente, como sigue):

"ART. 83.—La Secretaría de Gobernación cooperará con la Secretaría de la Reforma Agraria y con los demás organismos federales, locales y municipales que correspondan, para distribuir en los centros de población existentes y en los que se creen, a los contingentes de repatriados que en forma colectiva se internen al país."

ART. 84.—La Secretaría de Gobernación propondrá a las dependencias oficiales y empresas particulares las medidas que estime pertinentes a fin de que se proporcione a los repatriados el mayor número de facilidades para el buen éxito de las labores a que se dediquen.

CAPITULO VI

Registro de Población e Identificación Personal

ART. 85.—La Secretaría de Gobernación tiene a su cargo el registro e identificación personal de todos los individuos residentes en el país y de los nacionales que residan en el extranjero.

ART. 86.—El Registro de Población e Identificación Personal tiene como finalidad conocer los recursos humanos con que cuenta el país para elaborar los diferentes programas de la administración pública en materia demográfica.

ART. 87.—El registro de la población comprende:

I.—A los nacionales, y

Reimpresa 3a. vez por reformas en "Diario Oficial" de 3 de enero de 1975.—(Remesa número 2 de 1975.)

II.—A los extranjeros.

ART. 88.—La Secretaría de Gobernación establecerá los métodos y procedimientos técnicos del registro, y organizará las unidades administrativas del Registro de Población e Identificación Personal que sean necesarias en el país.

ART. 89.—El Registro de Población e Identificación Personal, tiene por objeto:

I.—Recabar todos los datos relativos a la identificación de los habitantes de la República, mexicanos y extranjeros, para los efectos de la fracción V de este artículo;

II.—Clasificar los datos de los habitantes del país, de acuerdo con su nacionalidad, edad, sexo, ocupación, estado civil y lugar de residencia;

III.—Llevar el padrón de los mexicanos residentes en el extranjero;

IV.—Coordinar los métodos de identificación y registro actualmente en uso en las distintas dependencias de la administración pública, con el propósito de constituir un solo sistema elaborado científicamente, y

V.—Crear un documento que se denominará Cédula de Identificación personal y que tendrá el carácter de instrumento público, probatorio de los datos que contenga en relación con el titular.

ART. 90.—Las autoridades de la Federación, de los estados, de los Municipios y los funcionarios y empleados del Servicio Exterior Mexicano, serán auxiliares de la Secretaría de Gobernación en las funciones que a ésta correspondan en el Registro de Población e Identificación Personal, lo mismo que en todas las demás materias reguladas por esta Ley y sus reglamentos.

ART. 91.—Una vez hecho el registro dentro del plazo fijado por la Secretaría de Gobernación, el registro y la cédula de identidad que se expidan, tendrán la vigencia que señale el Reglamento de esta Ley.

ART. 92.—El registro de los nacionales residentes dentro y fuera del país es gratuito y obligatorio, el de los extranjeros es también obligatorio en los casos que señala esta Ley y quedará sujeto al pago de la cuota correspondiente.

CAPITULO VII

Sanciones

ART. 93.—Los empleados de la Secretaría de Gobernación serán sancionados con suspensión de empleo hasta por treinta días o destitución en caso grave, cuando:

I.—Sin estar autorizados, den a conocer asuntos de carácter confidencial;

II.—Dolosamente o por grave negligencia entorpezcan el trámite normal de los asuntos migratorios.

III.—Por sí o por intermediarios intervengan en la gestión de los asuntos a que se refiere esta Ley o patrocinen o aconsejen la manera de evadir las disposiciones y tramites migratorios a los interesados;

IV.—No expidan la Cédula de Identidad a la persona que se presente con los documentos requeridos o retengan indebidamente dicha Cédula una vez expedida, y

V.—Dolosamente hagan uso indebido o proporcione a terceras personas documentación migratoria, sin autorización de la Secretaría de Gobernación.

ART. 94.—Las autoridades federales, estatales o municipales que incurran en violaciones a la presente Ley o a las disposiciones que la reglamenten, que no constituyan delitos, serán sancionados con multa hasta de cinco mil pesos y destitución en caso de reincidencia.

ART. 95.—Al que auxilie, encubra o aconseje a cualquier individuo para violar las disposiciones de esta Ley y su Reglamento en materia que no constituya delito, será castigado con multa hasta de un mil pesos o arresto hasta por treinta y seis horas. Si el infractor no pagare la multa impuesta, se permutará ésta por el arresto correspondiente, que no excederá en ningún caso de quince días.

ART. 96.—Al que en materia migratoria suscriba cualquier documento o promoción con firma que no sea la suya, se le impondrá multa hasta de dos mil pesos o arresto hasta por treinta y seis horas, sin per-

Reimpresa 2a. vez por nueva Ley General de Población.—“Diario Oficial” de 7 de enero de 1974.—(Remesa número 1 de 1974.)

juicio de las penas en que incurra cuando ello constituya un delito. Si el infractor no pagare la multa impuesta, se permutará ésta por el arresto correspondiente, que no excederá en ningún caso de quince días.

ART. 97.—Se impondrá multa hasta de cinco mil pesos al extranjero que no haya cumplido la orden de la Secretaría de Gobernación para salir del territorio nacional dentro del plazo que para el efecto se le otorgó, por haber sido cancelada su calidad migratoria.

ART. 98.—Se impondrá pena hasta de diez años de prisión y multa hasta de cinco mil pesos al extranjero que habiendo sido expulsado se interne nuevamente al territorio nacional sin haber obtenido acuerdo de readmisión. Igual sanción se aplicará al extranjero que no exprese u oculte su condición de expulsado para que se le autorice y obtenga nuevo permiso de internación.

ART. 99.—Se impondrá pena hasta de seis años de prisión y multa hasta de cinco mil pesos, al extranjero que habiendo obtenido legalmente autorización para internarse al país, por incumplimiento o violación de las disposiciones administrativas o legales a que se condicionó su estancia, se encuentre ilegalmente en el mismo.

ART. 100.—Se impondrá multa hasta de tres mil pesos y pena hasta de dieciocho meses de prisión, al extranjero que realice actividades para las cuales no esté autorizado conforme a esta Ley o al permiso de internación que la Secretaría de Gobernación le haya otorgado.

ART. 101.—Se impondrá pena hasta de dos años de prisión y multa hasta de diez mil pesos, al extranjero que, por la realización de actividades ilícitas o deshonestas, viola los supuestos a que está condicionada su estancia en el país.

ART. 102.—Se impondrá pena hasta de cinco años de prisión y multa hasta de cinco mil pesos, al extranjero que dolosamente haga uso o se ostente como poseedor de una calidad migratoria distinta de la que la Secretaría de Gobernación le haya otorgado.

ART. 103.—Se impondrá pena hasta de dos años de prisión y multa de trescientos a cinco mil pesos, al extranjero que se interne ilegalmente al país.

ART. 104.—Al extranjero que para entrar al país o que ya internado, proporcione a las autoridades datos falsos con relación a su situación migratoria, se le impondrán las sanciones previstas en el Código Penal, sin perjuicio de lo dispuesto en el artículo siguiente.

ART. 105.—Al extranjero que incurra en las hipótesis previstas en los artículos 95, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 106, 107 y 118 de esta Ley, se le cancelará la calidad migratoria y será expulsado del país sin perjuicio de que se le apliquen las penas establecidas en dichos preceptos.

ART. 106.—El que haya sido expulsado, solamente podrá ser readmitido por acuerdo expreso del Secretario, del Subsecretario o del Oficial Mayor de la Secretaría de Gobernación.

ART. 107.—Se impondrá pena hasta de cinco años de prisión y multa hasta de cinco mil pesos al mexicano que contraiga matrimonio con extranjero sólo con el objeto de que éste pueda radicar en el país, acogiéndose a los beneficios que la Ley establece para estos casos. Igual sanción se aplicará al extranjero contrayente.

ART. 108.—Son de orden público, para todos los efectos legales, la expulsión de los extranjeros y las medidas que dicte la Secretaría de Gobernación para el aseguramiento de los extranjeros en estaciones migratorias o en lugares habilitados para ello, cuando tengan por objeto su expulsión del país.

ART. 109.—Los arraigos de extranjeros decretados por las autoridades judiciales o administrativas, no impedirán que se ejecuten las órdenes de expulsión que la Secretaría de Gobernación dicte contra los mismos.

ART. 110.—Se impondrá multa hasta de tres mil pesos a las empresas de transportes marítimos, cuando permitan que los pasajeros o tripulantes bajen a tierra antes de que las autoridades migratorias den el permiso correspondiente.

Restablecida por nueva Ley General de Población.—“Diario Oficial” de 7 de enero de 1974.—(Remesa número 1 de 1974.)

ART. 111.—El desembarco de personas de transportes procedentes del extranjero, efectuado en sitios y horas que no sean los señalados, se castigará con multa hasta de diez mil pesos, que se impondrá a las personas responsables, a la empresa correspondiente, a sus representantes o a sus consignatarios, salvo casos de fuerza mayor.

ART. 112.—Las empresas navieras o aéreas que transporten al país extranjeros sin documentación migratoria vigente, serán sancionadas con multa hasta de cinco mil pesos sin perjuicio de que el extranjero de que se trate, sea rechazado y de que la empresa lo regrese, por su cuenta, al lugar de procedencia.

ART. 113.—Cuando los capitanes de los transportes marítimos, o quienes hagan sus veces, desobedezcan una orden de conducir pasajeros extranjeros que hayan sido rechazados, ellos, la empresa propietaria, sus representantes o sus consignatarios, serán castigados con multa hasta de cinco mil pesos. A las empresas aeronáuticas se les impondrá la misma multa. En ambos casos se levantará un acta en la que se harán constar todas las circunstancias del caso.

ART. 114.—Se impondrá multa hasta de mil pesos, al que sin el permiso de la autoridad migratoria, autorice u ordene la partida de un transporte que haya de salir del Territorio Nacional.

ART. 115.—Se impondrá multa hasta de un mil pesos o arresto hasta por treinta y seis horas a los extranjeros que no cumplan con la obligación señalada por el artículo 26 de esta Ley. Si el infractor no pagare la multa impuesta, se permutará ésta por el arresto correspondiente, que no excederá en ningún caso de quince días.

ART. 116.—La infracción al artículo 28 de esta Ley, será castigada con multa hasta de cinco mil pesos y, en caso de reincidencia, se dará a conocer a los Cónsules Mexicanos el nombre y la matrícula del barco infractor, a efecto de que no se le extiendan nuevos despachos para puertos mexicanos.

ART. 117.—La persona que visite un transporte marítimo extranjero, sin permiso de las autoridades migratorias, será castigada con multa hasta de quinientos pesos o arresto hasta por tres días.

La misma sanción se impondrá a la persona que autorice sin facultades para ello, la visita a que se refiere el párrafo anterior.

ART. 118.—Se impondrá pena de dos a diez años de prisión y multa de diez mil a cincuenta mil pesos a la persona que por cuenta propia o ajena pretenda llevar o lleve nacionales mexicanos para trabajar en el extranjero, sin autorización previa de la Secretaría de Gobernación.

Igual pena se impondrá al que sin permiso legal de autoridad competente, por cuenta propia o ajena, pretenda introducir o introduzca ilegalmente a uno o varios extranjeros a territorio mexicano o a otro país.

ART. 119.—Al funcionario judicial o administrativo que dé trámite al divorcio o nulidad de matrimonio de los extranjeros sin que se acompañe la certificación expedida por la Secretaría de Gobernación de su legal residencia en el país y de que sus condiciones y calidad migratorias les permita realizar tal acto, o con aplicación de otras leyes distintas de las señaladas en el artículo 50 de la Ley de Nacionalidad y Naturalización, se le impondrá la destitución de empleo y prisión hasta de seis meses o multa hasta de diez mil pesos o ambas, a juicio del juez, quedando desde luego separado de sus funciones al dictarse el auto de sujeción a proceso.

ART. 120.—Toda infracción a la presente Ley o a sus Reglamentos en materia migratoria, fuera de los casos señalados en este capítulo y de los que constituyan delitos de acuerdo con otras leyes, se sancionarán administrativamente con multa hasta de diez mil pesos, según la gravedad de las violaciones cometidas a juicio de la Secretaría de Gobernación o con arresto hasta por quince días, si el infractor no pagare la multa.

ART. 121.—Las sanciones administrativas a que esta Ley se refiere, se impondrán por acuerdo del Secretario, Subsecretario o del Oficial Mayor de la Secretaría de Gobernación, así como por los Directores Generales, Subdirectores Generales, Jefes y Subjefes de Departamento de la propia Secretaría, que tengan a su cargo o bajo sus órdenes servicios relacionados con las materias de la presente Ley.

Reimpresa 2a. vez para corregir error tipográfico.—(Remesa número 4 de 1976.)

ART. 122.—Para que una sanción administrativa sea revisable deberá solicitarse dentro de los quince días siguientes a la fecha de notificación de la multa impuesta.

ART. 123.—El ejercicio de la acción penal por parte del Ministerio Público Federal, en los casos de delito a que esta Ley se refiere, estará sujeto a la querrela que en cada caso formule la Secretaría de Gobernación.

ARTICULOS TRANSITORIOS

ARTICULO PRIMERO.—Se abroga la Ley General de Población de veintitrés de diciembre de mil novecientos cuarenta y siete y sus reformas de veinticuatro de diciembre de mil novecientos cuarenta y nueve, derogándose todas las demás disposiciones que se opongan a la presente Ley.

ARTICULO SEGUNDO.—Esta Ley entrará en vigor a los treinta días naturales después de su publicación en el "Diario Oficial" de la Federación.

ARTICULO TERCERO.—Entretanto se expide el Reglamento de la presente Ley, continuarán vigentes los artículos del Reglamento de la Ley General de Población de veintisiete de abril de mil novecientos sesenta y dos, publicado en el "Diario Oficial" de tres de mayo de mil novecientos sesenta y dos y fe de erratas de ocho del mismo mes, en lo que no se opongan a esta Ley.

ARTICULO CUARTO.—La Secretaría de Gobernación señalará la fecha en que habrá de iniciarse el registro de la población mexicana.

México, D. F., a 11 de diciembre de 1973. — Rafael Hernández Ochoa, D. P.—Vicente Juárez Carro, S. P.—José Luis Escobar Herrera, D. P.—Félix Vallejo Martínez, S. S.—(Rúbricas)".

En cumplimiento de lo dispuesto por la fracción I del artículo 89 de la Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos y para su debida publicación y observancia expido el presente Decreto en la residencia del Poder Ejecutivo Federal, en la ciudad de México, Distrito

Federal, a los once días del mes de diciembre de mil novecientos sesenta y tres.—Luis Echeverría Álvarez.—(Rúbrica).—El Secretario de Gobernación, Mario Moya Palencia.—(Rúbrica).—El Secretario de Relaciones Exteriores, Emilio O. Rabasa.—(Rúbrica).—El Secretario de la Defensa Nacional, Hermenegildo Cuenca Díaz.—(Rúbrica).—El Secretario de la Marina, Luis M. Bravo Carrera.—(Rúbrica).—El Secretario de Hacienda y Crédito Público, José López Portillo.—(Rúbrica).—El Secretario del Patrimonio Nacional, Horacio Flores de la Peña.—(Rúbrica).—El Secretario de Industria y Comercio, Carlos Torres Manzo.—(Rúbrica).—El Secretario de Agricultura y Ganadería, Manuel Bernardo Aguirre.—(Rúbrica).—El Secretario de Comunicaciones y Transportes, Eugenio Méndez Docurro.—(Rúbrica).—El Secretario de Obras Públicas, Luis Enrique Bracamontes.—(Rúbrica).—El Secretario de Recursos Hidráulicos, Leandro Rovirosa Wade.—(Rúbrica).—El Secretario de Educación Pública, Víctor Bravo Ahuja.—(Rúbrica).—El Secretario de Salubridad y Asistencia, Jorge Jiménez Cantú.—(Rúbrica).—El Secretario del Trabajo y Previsión Social, Porfirio Muñoz Ledo.—(Rúbrica).—El Secretario de la Presidencia, Hugo Cervantes del Río.—(Rúbrica).—El Jefe del Departamento de Asuntos Agrarios y Colonización, Augusto Gómez Villanueva.—(Rúbrica).—El Jefe del Departamento de Turismo, Julio Hirschfeld Almada.—(Rúbrica).—El Jefe del Departamento del Distrito Federal, Octavio Senties Gómez.—(Rúbrica).

Reimpresión para suprimir nota.—(Remesa número 9 de 1975).

1000

1

2

3

4

5



